

第三十三回国会 衆議院 災害地対策特別委員会 議録第十二号

昭和三十四年十一月二十日(金曜日)

午後二時八分開議

出席委員

委員長 南條 徳男君

理事 江崎 眞澄君 理事 田村 元君

理事 綱島 正興君 理事 三田村 武夫君

理事 小林 正美君 理事 佐藤 順次郎君

理事 八木 一男君 理事 塚本 三郎君

今井 耕君 小川 平二君

大坪 保雄君 岡本 茂君

小坂 善太郎君 小島 徹三君

河野 孝子君 坂田 英一君

田口 長治郎君 田中 正巳君

辻 寛一君 渡海 元三郎君

徳安 實藏君 中垣 國男君

丹羽 兵助君 堀内 一雄君

増田 甲子七君 山手 満男君

足鹿 覺君 井手 以誠君

伊藤 よし子君 大野 幸一君

太田 一夫君 岡本 隆一君

角屋 堅次郎君 金丸 徳重君

辻原 弘市君 堂森 芳夫君

八木 一男君 横山 利秋君

加藤 謙造君

出席國務大臣

文部大臣 松田 竹千代君

厚生大臣 渡邊 良夫君

農林大臣 福田 赳夫君

建設大臣 村上 勇君

國務大臣 石原 幹市郎君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽 喬四郎君

総理府事務官 奥野 誠亮君

(自治庁財務局長) 奥野 誠亮君

大蔵政務次官 奥村 又十郎君

大蔵事務官 賀屋 正雄君

(管財局長) 文部事務官 小林 行雄君

(管理局長) 農林政務次官 大野 市郎君

農林事務官 齋藤 誠君

(大臣官房長) 農林事務官 坂村 吉正君

農林事務官 坂村 吉正君

(農林経済局長) 農林事務官 伊東 正義君

農林事務官 伊東 正義君

(農地局長) 通商産業政務次官 内田 常雄君

官 建設政務次官 大沢 雄一君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長) 建設事務官 山本 三郎君

建設事務官 山本 三郎君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

(河川局長) 建設事務官 曾田 忠君

建設事務官 曾田 忠君

委員 中井徳次郎君 辞任につき、その補欠として八木一男君が議長の指名で委員に選任された。

委員 大坪保雄君 及び 大野幸一君 辞任につき、その補欠として小坂善太郎君 及び 井手以誠君が議長の指名で委員に選任された。

委員 井手以誠君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 岡本茂君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 小島徹三君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 坂田英一君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 田中正巳君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 辻寛一君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 徳安實藏君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 丹羽兵助君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 増田甲子七君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 足鹿覺君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 伊藤よし子君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 太田一夫君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 角屋堅次郎君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 辻原弘市君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 八木一男君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 加藤謙造君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 松田竹千代君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 渡邊良夫君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 福田赳夫君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 村上勇君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 石原幹市郎君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 丹羽喬四郎君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 奥野誠亮君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 奥村又十郎君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 賀屋正雄君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 小林行雄君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 大野市郎君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 齋藤誠君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 坂村吉正君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 伊東正義君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 内田常雄君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 大沢雄一君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

委員 關盛吉雄君 辞任につき、その補欠として大野幸一君が議長の指名で委員に選任された。

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

同(伊藤よし子君紹介)(第五四六号) 同外一件(志賀義雄君紹介)(第五四七号)

法の特例等に関する法律案（内閣提出第一六号）

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案（内閣提出第一七号）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案（内閣提出第二〇号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案（内閣提出第二一号）

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案（内閣提出第二二号）

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案（内閣提出第二三号）

昭和三十四年八月及び九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案（内閣提出第二四号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案（内閣提出第二五号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案（内閣提出第二六号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案（内閣提出第二七号）

昭和三十四年八月及び九月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた任意共済に係る保険金の支払等にあつては、資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出第二九号）

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた医療機関の復旧に関する特別措置法案（内閣提出第三〇号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案（伊藤よし子君外十四名提出、衆法第一号）

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第二号）

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第三号）

農業協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第四号）

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（角屋堅次郎君外十六名提出、衆法第五号）

天災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案（田中武夫君外十七名提出、衆法第六号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた生計が困難である者の生活の保障に関する特別措置法案（八木一男君外十九名提出、衆法第七号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による消費生活協同組合の協同施設等の災害復旧に関する特別措置法案（岡本隆一君外十六名提出、衆法第八号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた公務員等に対する国家公務員共済組合等の給付の特例等に関する法律案（横山利秋君外十六名提出、衆法第九号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における失業対策事業に関する特別措置法案（五島虎雄君外十五名提出、衆法第一〇号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に関する失業保険特例法案（五島虎雄君外十五名提出、衆法第一一号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害による病院及び診療所並びに薬局の災害の復旧に関する特別措置法案（滝井義高君外十八名提出、衆法第一二号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案（太田一夫君外十六名提出、衆法第一三号）

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害に係る私立学校の児童、生徒等の授業料の徴収免除に関する補助及び資金の貸付に関する特別措置法案（辻原弘市君外十六名提出、衆法第一五号）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（中島巖君外十七名提出、衆法第一六号）

〇南條委員長 これより会議を開きます。この際、理事辞任の件についてお諮りいたします。理事岡本隆一君より、理事を辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ございませんか。

〇南條委員長 御異議なしと認め、まづ、つきましては、その補欠を互選いたすわけでございますが、これは委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇南條委員長 御異議なしと認め、八木一男君を理事に指名いたします。

〇南條委員長 内閣提出の、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外二十四件、及び、伊藤よし子君外十四名提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者の援護に関する特別措置法案外十四件を一括議題といたし、審査を進めます。

右の法律案につきましては、先日來、部門別に各小委員会において、それぞれ詳細な質疑が行なわれたところであり、この際その状況について小委員長長の報告を求めるところにいたします。まづ、農林水産等小委員長網島正興君。

〇網島委員長 農林水産等小委員会における審査の状況について御報告を申し上げます。

本委員会は、内閣提出の、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外五件、及び、角屋堅次郎君外十六名提出の、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律案外三件の農林水産関係議案について、去る十六日、十七日、十八日の三日間におたり慎重に審議をいたしましたのでありますが、各小委員会におかれては、終始熱心に政府側に対し質疑を行なったのであります。その詳細は会議録に載ることといたしまして、以下簡単にその内容について申し上げます。

まづ、農業災害補償制度に関する問題であります。任意共済にかかる建物共済については、支払い不能となるようなことのないよう、国家的に保証のある安定した制度とし、掛金率、支払い金額についても、実情に即し、統一したものとする等、農業災害に対する補償制度全般について根本的に改正すべきではないか、また、従来の無災害地域における被害激甚地については、共済掛金の掛捨て等による農民の不信を招来することのないよう、特別の措置を講ずべきである等の質疑に対し、共済制度の抜本的改正については、農林省内に農業災害補償制度の対策協議会を設けて検討しているが、今後もち

みやかに、広く学識経験者を含めて、基本問題を十分調査したい、低位災害地帯の救済については、制度上の根本問題として検討を要するが、現状においては、選択制の建前から、いかんともないが、今後十分検討いたして参りたい旨の答弁があったのであります。

次に、再度災害防止の問題であります。査定基準を緩和するとともに、関連事業のワケを拡大し、無災害地の改良事業も、この際関連事業として実施すべきである、また、復旧工事は、原形復旧にとどまらず、改良復旧を主眼として、再度災害防止対策を真剣に講ずべきではないかとの質疑に対し、査定基準を改良復旧的なものに改正する問題は、予算折衝の段階で検討したが、いまだ決定を見る段階に至っていない、農業用施設等については、大体七四・五％程度の査定率になっている、無災害地の改良事業については、今回関連事業のワケをやや拡大して、干拓地を取り上げている、その他の農地、農業施設については、さらに具体的問題を追加して検討しているが、極力趣旨に沿うよう努力したい旨の答弁があったのであります。

林道の復旧費の基準については、二十八年度では、一メートル当たり三百円以上となっていたのに、今回は四百円となっているが、適正であるか、林道の改良復旧はどうか、防災ダムに対する補助率を上げて、思い切った事業をなすべきではないかとの質疑に対し、まづは、一メートル当たり四百円は、総合的に見て適切である、なお、林道の改良復旧の問題については、再査定等も考慮している、二十八年度に

比し、治山事業は総合的に補助率は相当よくなっている旨の答弁がありました。

次は、救農土木事業の問題であります。救農土木事業費のワケをさらに拡大して、適用の範囲、労賃の引き上げ、及び地元負担の軽減等、その内容を充実させるべきでないかとの質疑に対し、救農土木事業の適用範囲は、湛水地帯を原則としているが、さらに開拓地についても考えている、なお、救農土木事業費の三億円は、水害に対しては従来全く予算措置をしなかつたものを、今回特に計上した旨の答弁がなされたのであります。

また、天災融資法の問題につきましても論議がなされたのであります。天災融資法の融資ワケを拡大し、償還年限等にも考慮を加え、対象事業も畜産その他拡大されたのはけっこうであるが、政令にゆだねた点に解決すべき問題が残っている、すなわち農業用施設の範囲について、温室、フレイムも含める必要がないか、また、経営資金の使途として、カキ、ボラ、金魚をも追加すべきであるとの質疑に対し、まづは、天災融資法は、元来経営資金を貸し付ける建前であるから、温室、フレイム等の施設資金に入るものは、公庫の融資対象として考えていきたい、カキ、ボラ、金魚等についても、一般貸付及び公庫融資の面で見ていきたい旨の答弁がありました。

さらに、米の予約概算金及び減額補正の問題であります。これにつきましては、農家、農協が壊滅被害を受けた場合の米の予約概算金の返納問題について、政府はいかなる方途を講ずるか、また、被災地における米の減額

補正については、実情に即し早急になすべきであるとの質疑がなされたのであります。米の予約概算金返納の問題は、三十一年の北海道の大雪で前例があるので、大体これに沿って対策を立て善処したい、すなわちその前例は、集荷団体たる農協等が農家に代わって代位弁済する建前で、農家は被害の程度により年賦で分割返済し、利子については国が全額補助を行なわんとするものである、また米の減額補正については、実情に即すべくすでにその認定等を知事に一任し、今月末より実施する旨の答弁がなされたのであります。

なお、激甚地帯指定の問題について、その基準を一律に適用する場合、特に湛水地帯の被災地帯においてアンバランスの生じないよう、実情に即した適用を行なうべきである旨の要望がなされたのであります。

以上申し上げた数点以外に、農地、農業用施設の査定基準の問題、緊急治山、砂防事業の激甚地帯指定の問題、小型漁船の建造及び共同利用の問題、被災農協再建整備問題、自創資金のワケの拡大及び貸付条件緩和の問題、農地小災害に対する財政的補償の問題、除塩及び障害物除去問題、被災木炭が主救済の問題、天災と国家賠償の問題等、農林水産関係の災害復旧対策各般にわたって、真摯かつ活発なる審議を尽くした次第であります。

以上、簡単にございますが、一応御報告申し上げます。

○南條委員長 厚生労働等小委員長三田村武夫君。

○三田村委員 厚生労働等小委員会に

おける審議の概要について簡単に御報告申し上げます。

本小委員会は、十一月十六日より十八日まで三日間にわたって会議を開き、内閣提出、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地域における公衆衛生の保持に関する特別措置法案外十一件、及び、伊藤よし子君外十四名提出、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害により被害を受けた者の援護に関する特別措置法案外七件について審査を行ないました。

が、その質疑応答の詳細なる内容については、会議録をごらん願うこととし、以下部門別にそのおもな点を簡単に申し上げます。

第一に、自治庁関係について申し上げます。

まず、起債の特例の問題についてであります。対象となる起債について質疑があり、これに対し政府当局より次のような答弁がありました。すなわち、その起債については三つの種類があり、その一つは、特別法の第一条にある、減免による減収補てん、あるいは災害諸救助対策のいろいろの地方負担分に充てる地方債については、二十八年度災害のときと同様な考え方にとつて、地域指定を行なうたいというものであり、その二として、土木小災害、学校小災害についても、災害復旧事業費がその団体の標準税収入を上回っている団体について特例債の発行を認め、そのほか、激甚地帯指定地域については、あわせてその地域の公共土木、公立学校の災害復旧事業については、この特例債を起させます。第三として、農地、農林業施設については、三

十三年災當時の特例法においては、一市町村当たりの農地、農林業施設の災害復旧事業費が一千万円をこえる市町村というように指定していたが、今回は八百万円というようにして、特例債を出させる市町村の範囲を広げており、なお、激甚地帯については、農林省で立案する激甚地帯指定に見合わせていきたいということでありました。そのほか、地方債資金の配分と特別交付金の配分の問題、市町村職員共済組合員の見舞金の額の特例等について質疑が行なわれました。

次に、文部省関係においては、公共土木事業について激甚の指定を受けるような地域であれば、学校の被害が標準収入の百分の二十に達しなくとも、当然高率の補助が行なわれるべきではないかという質疑に対し、政府当局より、対象によつて被害の実情がそれぞれ異なるので、学校は学校独自として、特に被害の大きいところについて、当該市町村の財政事情その他を勘案して激甚地の指定をやつていく、これは公立文教施設だけでなく、他の特例法の関係についても同様であつて、それぞれにきめていくのが今回の考え方であるとの答弁がありました。また、高率補助のワケを百分の二十とすることは実情に即しない、百分の十としてはどうかという質疑に対し、政府当局より、府県を通じ各市町村から報告された被害に関する資料によつて検討したところによると、二〇%を一〇%まで下げるとしても、予算上の計算においては、大した数字の開きは出てこない、六五、六%にしかならないであろうとの答弁がありました。

また、文化財関係の災害復旧に関連して、それ以外の宗教関係施設の災害復旧の問題については、これに国が負担するのは憲法第八十九条に違反するのとの質疑に対し、現行の宗教法人法の立場から考えて、国が援助するという考えはないとの答弁がありました。その他、私立学校においても、公立学校と同様に授業料を免除すべきであり、これについては国が補助すべきであるとの発言がありました。

次に、厚生省関係のおもなるものにつきまして申し上げます。

まず、医療機関の復旧についてであり、公的医療機関たる国保の直営診療所の復旧を本法の適用から除外し、しかもその補助を予備費に回している点を指摘した質疑がなされ、また公衆衛生の保持について、簡易水道の補助二分の一は僅少に過ぎ、しかもせっかく当初予算に計上した簡易水道の施設費を削り、これを簡易水道復旧費に回しているのは納得できないとの意見がありました。また、私的医療機関の災害復旧資金貸付の条件について、政府より、金利は六分五厘、償還期限は七年まで、据置期間は一年とすること、また、今回の災害の場合は、個人の医療者については、特に三十人以上のものについても融資の対象としたいとの説明がありました。

なお、社会党提案の生活保障法及び被災者援護法の趣旨たる個人災害、民間災害の救済について推進する意思があるかどうかとの質問に対し、個人の災害に対しても、できれば救済するのがいいことであるが、現在の財政及び制度上の立場等から、直ちに実施することは困難であり、あらゆる方面にお

いて、財政が許す限り、国民生活の安定に資する施策を講じたいとの答弁がありました。

次に、労働省関係につきましては、失業保険と失業対策に関する特別措置法について、それぞれ政府案と社会党案との比較において論議が行なわれました。特に社会党案における、いわゆる交通機関途絶による休業の確認の問題に対しては、政府は、現在の失業保険の体系をくずさず、現実に失業という状態を認めて、失業保険のベースに乗せていくという建前をとっているという趣旨の答弁がありました。なお、失業対策事業に対する国庫補助率の特例、失業保険財政の問題等についても質疑応答が行なわれました。

三日間にわたる審議において、委員各位が終始御熱心に質疑をいたされたことについて敬意を表し、報告を終わります。

○南條委員長 次は、建設等小委員長江崎真澄君。

○江崎委員 建設等小委員会の審査の概要を簡単に御報告申し上げます。

本小委員会は、内閣提出、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案外三件、及び、中島巖君外十七名提出、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案の、建設省関係法案につきまして、十六日、十七日、十八日の三日間にわたり、各委員が慎重に審査をいたしました。これらの熱心な質疑応答の詳細は、会議録をごらん願うこととし、ここではその数点だけ取り上げ御報告することといたします。

まず、伊勢湾等高潮対策事業につきましては、政令で定める指定地域を明確にされたい、伊勢湾を中心とし、他が薄くなりはいないか、また、この法律に伴って中部地方建設局に臨時海岸部を設けると、その管轄の範囲はおのずから限定されはしないか、海岸に接続する宅地が海になつていくところの復旧はいかにするか、工事の緊急度についての方針はどうか等の諸点について質疑応答がなされたのであります。

これに対し政府は、指定地域で大体考えられるのは、伊勢湾、知多湾、渥美湾及び熊野灘に面する海岸または海岸近くの河川となつており、個々の箇所は現在調査中であつて、改良復旧計画に従つて決定していくことになる、指定されない地域も、別途に重要度によって改良事業を施していかなければならないと思うので、十分措置したい、建設省で委託を受けて直轄でやる区域と、伊勢湾の対象の区域とは異なるものであつて、委託の区域に制限されて伊勢湾対策事業が広がらないということはない、護岸工事は必要により民地を買収して行なうが、土地所有者には納得のいく方法で買い上げたい、工事は、地元県の意見を聞いて、緊急度の高いところから行なうとの答弁がありました。

また、海岸堤防対策協議会を名実ともに充実させるために、それに沿うだけの調査の必要があると思うが、その時期と方法はどうかとの質疑に対し、協議会としては、災害直後、各省とも権威ある学者等に依頼して調査を行なつたが各省、各県、各市町村で計画しているものを全部集めて、全体の

めどがついた上で、具体的に現地を見、その調整を行なつて、全般的に付近の海岸を考察して将来に遺憾なきを期したい、目下のところ、十二月半ばまでに計画の方向を定めて、来年度予算に間に合わせたいとの答弁がありました。

次に、堆積土砂及び湛水の排除の問題につきましては、政令で定める指定基準についての根本的な考え方について質疑があつたのであります。これについての大体の考え方は、次の三点の一に該当すれば指定されることになるのであらうとして、一、宅地等の堆積土砂が三万立方メートル以上の地区の存する市町村、二、浸水日数が七日以上でその面積が三十ヘクタールの区域の存する市町村、三、市町村が行なう宅地等の泥土の排除事業の事業費がその市町村の三十四年度の標準税収入の一割をこえる市町村、以上の三点が示され、また、農林省関係の部分、すなわち林業用施設及び漁場については、林業用施設は一万立方メートル以上、漁場は五万立方メートル以上、それから樹木の数が千本以上堆積した地先漁場にかかる市町村、こういうように農林省でも話をまとめつつあるとの答弁があつたのであります。

次に、河川の治水につきましては、上流部における砂防工事、洪水の調節のためのダム建設、下流部における河川改修、高潮対策を含めて、海岸堤防と河川堤防の関連、さらに老朽堤防及び漏水の処置、河床が上がることに伴う安全度の低下、遊水地帯の干拓及び住宅地建設に伴う排水施設の整備等に対する対策等に関して、さまざまな角度から具体的な質疑がなされたのであります。

でありまして、これに対し政府は、旧来の計画を今次災害に即して改善、促進し、総合的な見地から、恒久的河川計画を樹立して、いやくも民家が浸水地帯になることのないよう、誠意をもって措置する旨の答弁があつたのであります。

なお、今後直轄河川をできるだけやす方向に努力されたいとの質疑に対し、これはきわめてむずかしい問題ではあるが、最近の災害を見ると、県として手の回らぬ大きな仕事もあるの、国が積極的に計画を作り、工事に携つていくだけのような方向に持っていくたいとの答弁があつたのであります。

次に、公営住宅対策につきましては、台風常襲地帯におきましては、災害応急住宅でなく、都会地における防火地帯の鉄筋不燃化住宅が考えられているのと同様に、永久建築の住宅構想が強く打ち出されるべきであり、たとえばモデル・ケースとして、全戸流失した鍋田干拓地のごときとくに、将来の農家形態との関連とも考え合わせ、鉄筋高層建築を建ててはどうか、また、第二種公営住宅の標準建設費は低過ぎる、これではブラック建しかできないので、もっと実情に合うよう引き上げるべきであるなどの質疑に対し、まして、今回の災害公営住宅では、三割程度を不燃化し、低湿地帯等、適地適所に配分していきたい、また、緊急避難ができる公共的建物も設けたい、金融公庫の貸付にも改善を加えたい、また、将来農家の形が近代化されるにつれて、一種のジード・ルンクのような形が考えられてよいと思われ、開拓者住宅などで一部そのような

構想のモデル・ケースがあるもので、今後農林省とも協議の上努力したい。標準建築費については、本年度は年度当初に定められた地域別の単価をそのまま踏襲しなければならなかったが、来年度からの予算要求に際して努力したいとの答弁がありました。

道路対策につきましては、一号国道、名四国道の将来計画についての質疑に對しまして、この災害にかんがみ一号線は約一メートルかさ上げされているので、これを活用したい。名四国道についても相当上げること目下検討中であるとの答弁があり、また、運輸及び電信電話関係につきましては、国鉄関西線と近鉄線の開通及び復旧、国鉄東海道新幹線の水防問題、並びに電話施設の迅速なる復旧対策等についての質疑に對し、それぞれ十分研究努力する旨の答弁があったのであります。

なお、査定の問題及び設計、工事の適正化の問題につきましては、査定については、一査定官のきびしい処理の仕方によつては、今回のこの災害立法あるいは予算が死んでしまうこともあると考えられるので、十分注意をされたとの意見が表明され、設計、工事につきましても、今までの例ではかなりずさんなものが見受けられ、また県工事と市町村工事の境界部あるいは各管轄の接点などがおざなりになる傾向がある、このような点については十分取り締まるべきであるとの質疑に對しまして、補助金等の適正化の法律により、虚偽のものを行なった場合は処罰されるが、単に処罰で臨むことななく、工事の途中において中間検査を行なうことに重点を置くよう指導してい

く、また境界部についても、十分総合的な計画をもって遺憾なきを期したいとの答弁があった次第であります。

最後に、過般の本委員会及び予算委員会において示された、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担特例法の政令に規定する激甚地の指定基準におきまして、長期湛水地域、すなわち三十ヘクタール、七日以上の湛水地域のある市町村の地域の全体は、激甚地に指定されるものと解釈されておったのであります。その後の質疑応答によりまして、それは原則であつて、その市町村全体の面積に比べて長期湛水地域がきわめて小さい場合は、市町村全体を特例法の対象とせず、その小部分の湛水地域のみを対象とするとの考え方もあり、目下大蔵省などと協議中であるとの政府答弁がなされたのに対し、これはきわめて重要な問題であり、原則通りこれを適用すべきであるとの強硬な意見の表明がなされた次第であります。

以上のほか、港灣対策、改良復旧事業と関連事業との関係、あるいは混合方式の問題、その他さまざまな問題につきましても、細部にわたり、きわめて熱心な質疑が重ねられましたことを申し添えまして御報告を終わる次第であります。

○南條委員長 次は、通商産業等小委員長代理辻寛一君。

○辻委員 私、通商産業等小委員会の審査の概要を御報告いたします。

本小委員会が審査いたしました法律案は、内閣提出、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案外二件、並びに、田中武夫君外十七名提出、天

災による被害中小企業者等に対する資金の融通等に関する特別措置法案外一件の五法案であります。これらについて終始熱心なる質疑が行なわれたのであります。その詳細は会議録をごらん願うことがいたしまして、ここでは、十六日、十七日の二日にわたつて論議されました問題の主要点を御報告することといたします。

本小委員会において取り上げました問題点は、大別して四つであります。第一の問題は、激甚地指定の問題であり、第二は、被災中小企業者並びにこれに關係の施設に対する融資等の問題であります。第三は、国有機械等の払い下げの特例に關する問題、並びに競輪場復旧の問題等の四点であります。以下、順次問題別にその概略を申し上げます。

まず最初に、關係の法律案に關する激甚地指定の問題について、その質疑応答の要点を申し上げます。高率適用の補助を受ける際の単位のとおり方が明確でないのではないかと、同じ激甚地であっても、七日ぐらゐの湛水区域と、六十日も七十日も長期にわたる湛水地域とは区別されてしかるべきではないかと、被害査定の基準が、単に何日間、何十町歩の湛水地区であるというだけのものでは、公正を期せないのではないかという質疑に對し、政府から、激甚地の単位のとおり方については、被害と標準税収入とを比較検討して決定する今回の方針の通り、ひどいところは、広い行政区をこまかく区分しても、できるだけ多くを適用させようという方針である、また、七日以上の湛水区域をさらに区別し、一部を引き上げることは、他の面からの考

慮はされるところとしても、今回の激甚地の多きにかんがみ、困難である、被害地域の査定に關しては、できる限り実態を調査して万全を期したい旨の答弁がありました。

これらを要約しますに、指定するための単位のとおり方の問題にせよ、また、指定後の段階を設けることの可否につきましても、表面上に出た数字あるいは机上の計算から決定してしまひますと、往々にして実態にそぐわない結果を生ずるおそれがあるので、より正確な実情の把握に努め、物心両面に及ぼす影響を十分に考慮して、いやしくも機械的な処理に終わつてしまひないう、実情に即した査定をするようにとの要望がその根幹であると考えられるのであります。

二番目の問題としては、被災中小企業者並びにこれに關係の施設等に対する融資等の問題であります。これらの問題につきましては、一、保証協会の資金増額の問題、二、信用保険公庫の保険料率及び増補率改訂の問題、三、零細企業に対する融資についての問題、四、資金利用について公平を期し、特別措置を中小企業全般に及ぼすべしとする問題、五、中小企業公庫の支店敷増設の問題並びに貸し出し方法の問題、七、据置期間延期の問題、八、災害の際の保証料率引き下げの問題、九、中小商工業者の共同施設の復旧資金についての問題、十、小組合に對しての政府の具体策、十一、政府案と議員提出法律案との相違点について質疑があり、政府または提出者より保証協会用の資金に不足を生じた場合は、何らかの方法によつて善処したい、信用保険の保険料率、増補率等に

ついては、可能な限り引き下げた。融資額の問題については、信用保証協会の活用が十分で得るような方途を講じたい、百万円の限度額については、低利の分が百万円を限度とするのであつて、一般の利率の分は、一千万円までは貸し出すことになつては、資金の円滑な利用問題については、それが一部のもののためにのみ利用されるということはないと考へるが、なお十分調査する、中小企業公庫の支店は、不足ではあるが、事業の円滑をはかつて努力中である、中小企業金融公庫は、災害適用の据置期間を一カ年に延期した。それ以上は現状では望めない、保証料率の引き下げ問題については、一応引き下げを実現してはいるが、満足はいくよう努力したい、中小企業者の共同施設については、資金助成の制度が新設され、一部を無利子で貸し出ししており、さらに積極的に対策を考慮する、小組合に對しては、商工中金に小口貸付制度を設け、極力簡素化を旨として努力中である、衆法第六号について、天災という言葉は恒久立法を意味し、不完全な工事に起因した災害をも全部含めて取り扱うものであるのに對し、衆法第六号は百五十万円としている旨の答弁がありました。

これらの質疑応答を要約しますれば、今次の災害による被害総額のうち、大体八割までが、中小企業の災害であります。この甚大な被害に對しては、ある面におきましては、農業、水産業等の金融機関よりもきびしい制限のある三公庫等の貸出制度において、少なくとも災害によるものにつ

いては保証協会を十分に活用し、これの利用面におきましては、一部の者のための利用に偏することのないよう十分注意いたしますとともに、力の弱い零細企業や災害によって初めて利用する者のためには、実情をよく把握し、制限を付するに厳に過ぎて、利用の実をあげ得ないことのないよう、また、十分とはいかないまでも、資金面の調達に積極的な援助を講ずるよう、さらに努力すべきであるというのが発言された各位の大意であります。

第三の問題といたしましては、国有機械等の払い下げの問題であります。その質疑応答の要点は次の通りであります。

国有機械を五割引をもって貸付または交換をする場合に、割引額の総額が被害額の総額を限度とするというところは、個々の複雑な事情もあり、実態の把握が困難であり、限度を設けない方が妥当ではないか、貸付の場合も交換の場合もともに五割引というところは、交換についてはすでに現在においても三割五分引きの制度がある点にかんがみ、均衡を失し不当ではないか、以上のごとき質疑に対し、政府より、査定が困難であることは同感であるが、趣旨は、被害を受けて減価しているものでも、損害を受けた限度の国有機械の評価減により、有利に交換、あるいは譲渡しようというところにある、査定の困難性については、本人とか県の商工課あたりの意見を十分尊重する、交換の制度は、現行においても三割五分引きの制度があるが、これは全部の制度ではなく、中小企業の合理化を促進するため、老朽機械を特別に制限を設けて交換する建前になっており、災害による割引を

受けることと合理化のための割引を受けることは別個の問題であり、有利な割引率となつては、従って、災害の面だけから考えると、交換と譲渡を区別する理由はないので、他の場合との均衡も考慮して五割とした次第である旨の答弁があったのであります。

以上の質疑の主軸をなすものとしたしまして、要するに、この立法後の効果を十分考慮して、この問題を処理すべきであり、それについては、一つには被害の限度においてという制限を設けることは妥当であるかどうかを再検討すべきではないか、また貸付と交換の率を同率にすることが妥当であるかどうかもある余地がないかということでありました。

その他の問題といたしましては、甚大な被害を受けた被災地の復興問題について存続が議論されております現状にかんがみ、いたずらに復旧に着手すべきでないという意見が述べられ、これに対し政府からも、でき得る限り趣旨のつとめた措置をとっている旨の答弁がありました。

以上簡単ではありますが、本小委員会の論議の主要点を概略御報告いたしました次第であります。(拍手)

○南條委員長 以上をもつて各小委員長の報告は終わりました。

○南條委員長 引き続きこれより各案について質疑を行ないます。質疑の通告がござります。これを許します。岡本一君。

○岡本(隆)委員 前回の建設関係の小委員会、堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法の法案の中の湛水と

いう言葉の定義についてお伺いいたしておりましたが、その節、それに関連いたしまして、先般政府から提出されました湛水指定に関するところの基準の中の、当該市町村区域内に七日以上、湛水地域が三十ヘクタールをこえる場合という、この項を具体的に説明していただきたいと申しましたところが、まだそれについての意見の調整ができておらないから、次の委員会まで待つてくれ、こういうことでございましたので、きょうはまずその御説明からお願ひいたしたいと思ひます。

○關盛政府委員 湛水の排除に関する排水事業の行なわれる地域に関する事項が、堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案の第二条の第二項にあるわけでございますが、この第二項におきまして政令で定める湛水の被害地域と、それからもう一つは湛水の程度、両方に関する事項が政令の内容になっております。この湛水の被害地域及び湛水の程度に關しましては、最終的にまだはっきり申し上げる段階にはなっておりません。まず湛水に關する被害程度として考えておりますところは、一団地につきまして一週間以上かつ三十ヘクタールにわたる浸水地域というものを考えるように目下いろいろ打ち合わせを進めております。

○岡本(隆)委員 それではその三十ヘクタールというものの深さであるとか、それらはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。どの程度に湛水しておればそれに該当すると理解していいのでしょうか。

○關盛政府委員 建設省といたしましては、この湛水の程度に關しましては、排除される浸水の量が三十万立方メートル以上という程度の浸水状態が政令で定める程度に達する浸水状態だ、こういうふうな考えながら目下相談をいたしております。

○岡本(隆)委員 排除される水が三十万立方メートルというふうな言葉は、先ほどいただきました基準案の中にはどこにもそういう概念が入っておりません。従つて、それは新しい概念になつて参りますが、この政令の大体の基準の内容というものを、湛水地といふものは一応こういうふうなものさしに当てはまるものと考えて、こういうふうな目の網ですくつて、それにすくわれてくるものを被害湛水地として考えますというのを政府からお示しになった。われわれの目に見えておった網の目の一つが、湛水地域が七日、三十ヘクタールというふうになっておつたのです。湛水というのとは水がたえられておるといふことですね。ある程度、われわれが水害地でもって浸水状態にあるといふことですね。そういうふうにおかれれば理解しておつた。ところが今度は、それを三十万立方メートルという新しい概念を持つてきておられる。それともう一つは、聞くところによりますと、それは機械排水を用いたものというふうな概念が入っているかのようにも聞くのであります。それについてはどういふことなんでしょうか。

○關盛政府委員 湛水の排除に關する特別措置法の第一条の第二項におきましては、湛水に關する被害地域の政令と、それから、浸水状態が政令で定める程度に達するものと、この二つが政令事項になっております。従つて、ただいま申し上げましたのは、地域の問

題と程度の問題との二つでございまして、その程度につきましては、排除される水量が三十万立方メートル、こういうふうな申し上げたのでございします。なお、その排水の方法につきましては、ただいま機械排水のみに限るかどうかにつきましては、目下協議を進めております。

○岡本(隆)委員 目下協議を進めておりますというふうな――きょう法律案をもう議了しようかどうかという段階なんです。しかも、この政令の基準というものは、実質的には法律の中身なんです。その一番重要な問題が、最後のきょうになつてもまだきまらない。こういうことになつて参りますと、それじゃ、そのあとでどのようにおきめになつたとしても、私たちが中身のな法律をきめて、結局考えようによつては、これは白紙委任状を渡してしまふことになるんです。白紙委任状に判を押して、それであとどうなつても私は知りませんよというふうな法律案を、私たちはきょう国会を通過させることはできないと思ひます。しかも、この問題は、おととい指摘して、二日間の、十分な協議をしていただくだけの猶予が与えられているはずなんです。にもかかわらず、まだ、今協議中でございしますというふうなことでは、これは困るんです。この点について私は大蔵政務次官にお伺ひしたいのですが、しからば、堆積土砂及び湛水排除に關する法律案の中の湛水という言葉と、それから政府がさきにお出しになりましたこの政令の基準案の中の湛水という言葉と、これは別々ですか。別に必ずしもこの法律案にいうと

この定義にとらわれずに、すなわち、最初私たちがこの案を受け取ったときに理解したような形において基準というものを理解していいのですか。

○農林政府委員 お尋ねの昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案の第一条第二項にある湛水の意味と、それから、ほかのいかなる法律案における政令の中の湛水の意味と、これは同一のものであります。

○岡本(隆)委員 そうなっていると、

政府は最初お出しになった場合の排水の方法であるとか、あるいはまた水の量というふうな概念がこの中には入っておらず、盛られておらないのです。そのときに当然御説明あるべきなんです。それならそれで、このように三十ヘクタール以上というふうなことは書かず、このときその中に水の量として三十万立方メートル以上の場合、こういうふうに表示されるべきだと思ふのです。機械によるところの排水三十万立方メートルというふうな形であつたの方でお出しになってこられたら、また私たちの考え方も違つたと思ふのです。この基準が出るまで、私たちは一応この法案の審議はやらない、それじゃ基準を出しますからということでお出しになっているわけです。だから、こういうふうな内容が、あとでどんだんいろいろに変わつてくるということでは困ると思ふのです。

○農林政府委員 湛水という概念、これは、政令の内容で定めるといふことについては、各省の間の意見をまとめ、そして、政府として今度の幾つもある法案の中にある湛水というものは同一の意味、定義を持たなければなら

りませんから、それで、初めは今の幾分ばく然とした御説明を申し上げましたけれども、今回それを明確にして、どの法案においても、湛水というものは同一の意味を持つように各省との間の意見を統一して参りまして、もうほとんど意見は統一しておるのであります。まだ微細の点で完全に話がついておりませんが、この湛水とは、今度の特例法全部同じ意味を持つものであります。

○岡本(隆)委員 この法案をお作りになったときには、なるほど湛水の排除に関する法律でございまして、排除については特別の操作を知らなければならなくなる、つまり、特別の操作を行なわなければ出ていかない水なんですね。そういうふうな湛水を対象として、この法律案は作られているのです。ところが、湛水にもやはり違った種類のものがあるのです。たとえば、宇治川の例をあげていきましたと、琵琶湖の水量がうんとふえます。そうしますと、今度その水はある程度しほられつつ放出されていきますから、琵琶湖の下流の宇治川沿岸は雨がやんでおると、水位が上がっている。だから、その沿岸で浸水が起りますと、十日以上も高い水位のまま置かれるわけですね。琵琶湖の水位がある程度の基準に達するまで、水位は高いまゝに置かれるわけですね。そのまま湛水しているわけですね。ところが、何らの操作を加えなくても、琵琶湖が一定の水位までおきてきますと締めますから、今度は自然に引いていくわけですね。その間、下流の者はやはり湛水に耐えていなければならぬ。滋賀県の水は、琵琶湖周

辺の水位を下げなくてよいのならば、とすぐ引くのです。ところが、琵琶湖の中に大量の水がささえられておると、それを放出する間、浸水状態のままじつと幾日もそれを待たなければならぬ。そういうふうな湛水はあるのです。名古屋の湛水は、海です。上流にそういう大きな湖水といふのがありません。だから、海より低いところは何かもって排除していかなければ引いていかないでしょう。しかしながら、自然に引き得る地形にありながら、しかも治水のいろいろなデータの操作のために、高い水位がいつまでも保たれているという湛水地もあるのです。あるいは滋賀県にだって、下流の何を考えずに満開すれば、どんな引いていくかも知れない湛水地帯がある。それは必ずしも機械的操作を加えずに水がなくなるんです。これにいうところの湛水と違った形の湛水の状態があるわけなんです。だから、そういうものがやはり当然この政令の中には含まれていなければならぬと思ふのです。この政令というものは、湛水状態に幾日あつたか、どれほどの範囲、そしてまたどういふふうな程度の浸水状態に幾日あつたかというふうなことをこの政令はきめて、この網の目にかかるとは一つ引き上げました。う、こういうふうな形であつたから、私たちはこれで了解していたわけですね。だから浸水状態が三十町歩以上あれば、それは政令に適用されるのだ、こういうふうな理解しておつた。ところが、今度ポンプ・アップして出ていく水でないためだ、ぐるりと中身が変わつてくると、全然違ふのです。だからこの政令とこの法律の中の湛水と

いうなを、そういうふうな意味においてあなたがおいになるか、と、これは話は全然別になる。湛水というのは、たまたま出た水を出すのに必要のための手段ですね、金に必要なら補助をするという法律なんですね。だからこゝで、すなわち湛水は浸水状態にある水がずっと長くそのまま停滯しておる状態というふうな理解して、ちつとも理解できないことはないのです。にもかかわらず、この法律案の定義の中にもそういうものを持ち出してきて、最初に出した基準の案の内容をすりかへようとしている。それは大きな食言ですよ。そんな食言をやっちゃいけませんよ。少なくともわれわれがまじめに、あのときに、白紙委任状のような形になつて困るから中身を示して下さい、かきつりしたものを下して下さい、こういうふうなあなたの方へ申し入れて、それでもって、政府から、それじゃこういうふうなことをしましよといつて出されたものが、またあとでぐるぐる、どんなものにも内容が切りかわつていくことじゃ困るのです。だからそういうふうな湛水状態があるというものを理解して、その上でそういうふうな今おっしゃるような定義を下されようとしておるのか、あるいはそういう点を、そういうふうな浸水地帯があるというところを、のときつうかりして、だからそういうふうな浸水地帯があつたとすなれば、それもその考慮の中に入れますという意味において、その湛水を理解していい、こういうふうにおっしゃるのなら、私もそれで了解できるのですが……。

○農林政府委員 あらゆる場合の湛水の被害を政府が国庫補助するというのじやなしに、この法律にありますように、湛水とは、今度の災害において一定地域内で浸水状態にあつたもの、その意味を明確にしておるので、多少技術的になりますから、なお詳しい御答弁は説明員にいたさせます。

○宮崎説明員 だいたい内容が、技術的な問題にもわたりますので補足いたします。まず、ただいま御指摘のようないふ事柄でございますが、公共土木施設とか、農林水産施設の指定基準におきまして、長期湛水地域というものを引いておられますが、その場合の説明として、従来もいたしておりました通り、これはここにありますが堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法にいう湛水、これがこれらの長期湛水地域としてこの法律の規定でできます。この政令でできる長期湛水の地域を引いて、これを基礎として定めるといふことを御説明いたしておるわけでございます。そこで、ただいまの御指摘のような問題というのは、常にボーダー・ラインの問題として出て参るわけでございますが、これは農林省や建設省からも、いろいろこの予算の段階、さらに今回の政令の規定をどう定めるかというところで議論になっておるところでございますけれども、やはり今回の災害の一番の特質となつております長期湛水というものの性格を見て参りますと、これは非常に異常な事態として、たとえば高潮が非常に奥地まで入つて、それが海面より低い土地であるために排除ができないで、また海岸堤防の締め切りができないために排除できないで、そして長期にわたつて湛水しておる、

す。そうすると、これは合併町村です。合併町村の場合に、たとえば六町村が合併をした、その中の二町村が激甚地指定をした、こういうふうな仮定をいたしますと、その二町村だけについてその補助額を計算し、それからまた、その高率補助を受けない区域だけについて補助額を計算して、それを合算するのですか、それとも、府県にやっとな形を按分方式をとるのか、どちらにされるのか。私は、これからいけば、各激甚地ごとに計算して、それを集めた合計が補助額になると、こういうふうな理解するのでございしますが、その辺について、一つ次官からお答えを願いたい。

○宮崎説明員 法律の内容の問題でありますので、私から最初に御説明させていただきます。

町村合併促進法によります旧市町村の区域を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法あるいは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律におきまして、一つの公共団体とみなして負担率の計算をするという方法は、この特例法の出る前から、すでに行なわれておった問題でございします。その場合における計算方法といしましては、これは、もちろん新市町村としての大きな単位では、標準税収入と災害復旧事業費との関係と比較して国庫負担率を出します場合に、従来の旧市町村の場合で計算いたしますときに比べて不利になるということを救済する規定でございします。従いまして、前回のときに問題になりました長期湛水区域の問題、あるいは府県工事の場合における市町村の地域ごとの、いわゆる混合方式による指定の問題、こういった今回の新しい問題とは違ひまして、いわば、その市町村そのものを見て、この市町村が激甚地の指定に該当しない、こういうことになった場合に、さらにもう一段旧市町村の区域までおろして、はたしてそれで計算した場合にどうかという救済規定でございしますから、当然に計算のやり方といたしましては、旧市町村の区域における災害復旧事業費と、また旧市町村の区域における標準税収入——これは現在正式な標準税収入というのはいわけてございしますけれども、政令の規定でもってそれを計算する方法を定めまして、この標準税収入というものと比較してやってみる、こういうことになるわけでございます。先ほどの一般府県工事の混合方式でやるような場合でございしますと、これは今回の新しい規定でございしますが、前回も御説明いたしましたように、その公共団体の果全体の標準税収入、それから果全体の災害復旧事業費、これとを比較して、特例法に定められます標準税収入の比率によります国庫負担率というものをそれに乗じて参りまして国庫負担率を計算していく、こういうことになっておりまして、この間の計算方法は違つております。しかしながら、これは前回も御説明をいたしましたように、私も、私どももいたしましては、現在の府県工事の場合にやっておりますような計算方法というものが、いわば原則である。そして旧市町村の区域の場合のような計算方法というものは、そういう計算方法をとることによって救済規定を働かす、こういう意味でございまして、その点は、何ら矛盾なく行なわれるもの、こういうふうに考えて

おります。

○岡本委員 私のお尋ねしているのと違つた内容についてお答え願つたような気がする。私が今お尋ねしてゐますのは、補助額を決定する計算の方法です。それで、六個の旧町村が合併して、そのうちの一個だけが激甚地の指定を受けたとしますね。そうしますと、個々の小さい部分の標準税収入を見合ひにして、それに基づいて国庫負担の特例を適用して、その地域だけに

ついでに補助額を決定する、それからまた、残りの部分は残りの部分として別に計算してそれを寄せるのか、あるいは府県に行なつたように、その個々の激甚地部分と今のなで縦割りの平均値のようなものを出して、それでかけてやってみようという行き方、あなたからこの間御答弁を願ひましたね、ああいう方法をとるのか、どちらとしますか。もし、そのような方法をとるとしますと、合併したことによって補助を受けられる金額が非常に減つてくるのです。つまり、激甚地が広い標準税収入のために薄まりますからね。従つて、たとえば、六町村が合併した、そのうちの小区域が激甚地指定された、そういうような場合になつて参りますと、広い地域を基準にして全体を計算していくと、十分の十というよう

な高率補助は受けられなくなるのです。だからそういう意味においては、やはりその小さい地域については、二分の一まで、二分の一をこえる部分に達するまで、あるいは一以上というふうな三段階の方式を当てはめて計算して、それを合計するんでしような、そういうことを念を押しているわけですか。

○宮崎説明員 法律の規定にもございしますように、旧市町村の区域をとりま

す場合には、旧市町村というものが、いわばこの法律にいう公共団体に

なるわけでありまして、従いまして、その場合には、当然旧市町村の事業費と

旧市町村の標準税収入とを比較して率をきめて参る、こういうことになるわけでございます。

○南條委員長 辻原君。

○辻原委員 文部大臣に公立文教施設

の災害復旧の特例法と、一般法である公立学校文教施設の国庫負担法との関係についてお尋ねをいたしたいと思ひます。第一点は、この間も申し上げましたが、特例法の中では、第四条の二項で、鉄筋、鉄骨について改良、効用

復旧は認めると明文文化をしておりま

す。ところが、一般法にも、それに関連をする私学の学校施設の復旧に対する特例の中でも、これについては触れていない。ところが、この間からだんだんお尋ねをいたしますと、現行の負担法の第五条の効用もしくは改良復旧という項で、鉄骨及び鉄筋についての復旧も含めておるのだ、こういうお話があつたのであります。そういった理由は、いわば法律の中で強調するとい

う程度であつて、実際には大した意味合ひがないじゃないかという疑問が出てくるのであります。その辺の関係を、もう少し明らかにしていただきた

い。そういう程度であるならば、これは一般法にも、それから私学の復旧特

例法の中にも当然含めるべきじゃない

か、こういう議論が出てくるわけであ

ります。その点については一体どう

なのか。さらに、第四条の第二項がな

くともあつても、取り扱いは同じなの

だということが、ここではつきり言え

るかどうか、この点についてお尋ねを

いたしておきます。

○小林(行)政府委員 改良復旧の点で

ございしますが、御指摘のございましたように、一般法においては、特別法の

四條二項のような規定がございします。

今回、特別法に二項を入れた趣旨は、

御承知のように、公立学校の施設に対

しましては、できるだけ災害に対処で

きるような鉄筋校舎あるいは鉄骨校舎

をもつて新築していきたいということ

で、五カ年計画におきましては、従来

の、いわゆる構造比率を改めまして、

五〇%までこれを認めていくわけでご

ざいします。この点につきましては、文

部省としては、もちろんこれで完全と

は思ひませんが、従来極力努力をして参つておるところであります。

今回の災害にあたりまして、特に従来、ただいま申し上げましたような経緯も

ござい

ますので、この際は、将来の災

害というように、この際、あわせ考

えまして、できるだけ改良復旧に重

点を置き

たいということから、それに見合

う予

算の措置もいたしたし、また、それ

を強調する意味で、四條の二項とい

う規定を挿入したわけでございます。

もちろん、一般法のままの形で改良

復旧は読めないことではないわけでご

ざいますけれども、特にその点を強調

し、また、予算の措置もいたしたとい

う趣旨でございします。私学につきま

しては、ただいま申しましたような経緯が

ございせんので、この際は、従来の

通りの一般法における五條の一項のよ

うな規定で一応対処して参りたいと考

えております。

たところは、これは改良を含めて、かなり今後の効用に耐えるという復旧が行なわれるということは、私、事実だだろうと思うのです。ところが、そうでない地域の復旧は、一般法においてやられるということになると、最も問題

になるのは、いわゆる政令によるといふこの点だろふと思う。そうなれば、この取り扱いに、この前に申し上げましたように大きな実際上の差が出てくる。従つて、災害に関する限りは、これは他の災害でも原形復旧を基本に

し、それに改良、効用を加えるというのが建前なのです。ところが、この場合のいわゆる三分の二の補助をもってする公立学校文教施設の一般法は、中身はそうはなっておらない。いわゆる政令基準に縛られて、必要な一定限度

の坪数しか復旧できない。現状はどうかというところ、必要坪数よりも実際の所要坪数が上回っているというのが現状です。その実際上回っているのが流失もしくは倒壊して、そうして新しく建て直すという場合に、前よりも小さな

不便なものを建てなければならぬということが、その政令基準によって現実にとられて問題となってくるわけですね。このことは、私は、実際の災害復旧という現状にそぐわない点であろうと思うので、これも一般の整備をする

必要がある。この点、特例法は一步前進をいたしまして、政令基準は設備だけにとどめておいて、少なくとも施設については政令基準をはずしておくのが災害復旧の建前から正しいと思うのですが、この点について、大臣はいか

に考えられますか。早々に一つ御検討いただいて、特例法にいうがごとき、いわゆる災害復旧の建前を一般法

に考えられますか。早々に一つ御検討いただいて、特例法にいうがごとき、いわゆる災害復旧の建前を一般法

にも十分均衡をとるという形に御処置が願えるかどうか、お尋ねをいたしておきたいと思っております。

○松田国務大臣 災害に際して、これが復旧に対処するための災害に対する特別法と申しますか、そういう制度については、一つ、これまで文部当局として至急に検討してみたいと思っております。

○小林行政府委員 大臣の説明を、補足して申し上げますが、御指摘のように、確かに一般法で復旧をいたします場合には生徒一人当たり何坪というように基準に縛られて、それ以上の規模を持った校舎等が被害を受けました場合には、前ほどの大きなものが作られないというのが実際の状況でございます。ただ、実際の地方の実情から申しますと、基準以上の坪数を持っているというところは、あるいは父兄等がいろいろ金を拠出したしまして努力して、基準以上の校舎を作っておられるというのが実情でございますので、災害復旧にあたって前よりも小さい校舎でなければならぬということは、昔のように非常に校舎の不足の時代ならば別でございますが、最近のような状況から申しますと、これは実情に沿わないというふうに私も考えるわけでございまして、将来災害復旧の一般法を検討します場合には、もちろん、そういった政令で定める基準というものは置くべきでないのじゃなからうかというふうに考えているわけでございます。そういう意味で、そういう方向に向かって私どもも検討をいたして参りたいと考えております。

○辻原委員 この際、大蔵省にもその

点をお尋ねいたしておきたいと思っておりますが、大蔵省がいらないようなので、また別の機会にお尋ねをいたしますけれども、どう考えてみまして、今局長が言われましたように、これは戦後の混乱期における一つの基準であって、最近の校舎建築を見ても、相当量充実してきた今の一つの基準としては、およそ実情にそぐわないものになっていく。小学校の場合に〇・九坪、中学校の場合に一・〇八坪、これは主として教室だけの対象坪数です。災害復旧は教室、講堂その他管理室、いろいろなものを含めて復旧ということになれば、これは災害復旧の尺度にならぬことは明らかだ。だから、私は、検討する場合に、こういうようにしてもらいたいと思う。一般の施設国庫負担法では、通例の建築をやる場合には、ある程度実情に合わないような基準があってもやむを得ない、奨励する意味において……。従って、一般的な建築、これについては基準を引き上げるべきだ。それから災害復旧ということにおいては、いずれの場合も原形復旧ということが建前なので、原形復旧に、原形とは関連のない一つの基準を設けるということとは、そもそも法律上においても矛盾している。従って、災害復旧の場合には一般法、特例法を問わず、その頭打ちの政令基準というものは、これは撤廃すべきだ。そういう方針に基づいて整備をしてもらいたいということで、大体私の趣旨を局長も承せられておられるようでありますので、強くその点を要望いたしておきます。

それから、第三点として、もう一つ整備してもらいたい問題は、二十八年

の災害の特例法においてもそうであります。今回の特例法においてもそうであります。すなわち、社会教育施設、それから私立学校のいわゆる施設復旧は、特例法のみによだねておる。そうして一般の災害復旧国庫負担法には何れこれは触れていない。法律の題目まで違ふ。この取り扱い、私はいかなるものかと思うのです。少なくとも災害復旧というもののについて、社会教育施設あるいは私学というものを対象にするのであれば、当然その母法においても対象とするような措置がとられなければならぬ。従って、一般の災害国庫負担法の中に、これを文教施設と限定せずに、社会教育施設並びに私学についてもその項目を設けて、通例の災害についても、社会教育施設については幾ばくの助成をする、私学についてはどうかということ、まず母法の中で整備しておくことが必要ではないかと思ひます。特に二十八年から今度の災害に至るまで、何ら一般災害についてそうした面が顧慮されていらないというところは、はなはだ遺憾であると思ひますので、これもこの機会に一つ整備をやってもらいたいと思ひます。が、大臣にそのお考えがあらうか、これもお尋ねいたしておきたいと思ひます。

○松田国務大臣 社会教育施設——公民館や体育館、そういったいろいろの施設に対しては、現在は災害法がなくなつて、一般災害法の学校のようになっておられますことは事実であります。また、そこに多少の差異もあつたとしても、御趣意に基づいて、これまた検討してみたいと思ひます。

○南條委員長 角屋堅次郎君。○角屋委員 災害対策特別委員会が法案の取りまとめの最終段階にいよいよきておるわけでございまして、私は、この機会に、今次台風十五号を中心にして災害対策について、本委員会において、特に南條特別委員長以下超党派的に今日まで真剣に災害対策について熱心な論議が続けられてきたことを深く敬意を表するわけでございまして。いよいよ法案の処理の最終段階にあつて、私も、今日までの段階の中で、いろいろ与党とも話をしておりました経緯につきましまして、必ずしも十分満足のわけには参らない点が多々あります。しかし、補正予算も通つた今日の段階において、なおかつ与党の皆さんも非常な努力をされてきたことについては、私も十分認めておるわけでございまして。今後、参議院でもさらに本問題について審議をされましますので、より前進を私どもは期待しながら最終結論に到達したい、かように実は考えておるわけであります。

○辻原委員 終ります。

な仮称のものを作ります。十分台風の風速あるいは潮位その他各般の問題について科学的な検討をし、それに対処する十分な設計基準に基づくところの海岸の構築をやりたい、こういうことで、鋭意目下検討中であるというふうにお伺いをいたしておるわけでございまして。もちろんこれは伊勢湾等高潮対策に対処するところの本法の適用について、当初三重県におきましても、あるいは朝明川までと言われ、あるいは鈴鹿川までと言われ、あるいは愛知県においても、必ずしも愛知県全域が含まれた形で考えられておりませんで、たけれども、その後皆さん方の非常な努力によつて、愛知県、三重県の海岸地帯全体にわたつて伊勢湾等高潮対策の中で改良復旧も含めて万全を期する、こういうことになったことは、まことに私どもも感謝にたえないところでございまして。そうなる参ります。伊勢湾等高潮対策の対処のあり方としては、今度のいわゆる三重県の北部から愛知県の海岸地帯にかけての高潮問題のみならず、三重県で申しますならば、熊野灘等における高潮、高波等の問題も含めてやはり十分万全の態勢を期さなければならぬ、そういうことに相ならうと思ひます。そこで、過般建設大臣がお答えになりました伊勢湾高潮対策協議会、こういう中でどういふふうな論議の内容の段階であり、そしていつごろ結論に到達の目標をやつておられるのであるか、こういう点について関係の方面から御説明をお願いしたいと思ひます。

○山本政府委員 その点に關しましては、この前建設大臣からお答えはしてありますけれども、その後の状況につ

きまして御説明申し上げます。今お話しは、伊勢湾等の協議会につきまして、すでに発足をいたしました。まず、幹事会をもうす。今日まで三回くらいやっております。そこで大体の各省の考えをとりまとめます。事業計画、あるいは各県各市町村等で考えておる事業計画を全部集めて、資料を今整備中でございます。そしてこの高潮対策協議会におきましてはどういうことをやるのかということでございますが、それらの計画をもとにいたしますと同時に、今回の台風によりまして起こりました波の高さであるとか、潮位がどれくらいあったかというふうな、現実に起こりましたものをよく調べるということ、それからかかることができなかったような数字がございいますから、それは一つ学問的にも出して、今回のような台風が参りましたも、十分安全なものを作るには、堤防の高さをどのくらいにしたらいいか、あるいは構造はどういう形がよいかというふうな点、さらに進んではやはり年次計画も大体各省がそろわぬといけませんから、そういう点まで各省で話し合います。そして進んでおるわけでございます。大かたの計画の各省間の話し合いがまとまるのは、来月の中旬を目標にしております。そういったしまして、来年度予算もそれを基礎にいたしまして編成しよう、大蔵省に要求しようということでございます。

岸法に基づくところの建設省、農林省、運輸省等の所属の関係等がそれぞれ十分統一した連絡のもとになされていらない問題や、あるいは設計基準の不統一等の問題や、あるいはまた今日における日本の海岸工学というものが歴史がまだ浅いという問題や、いろいろなことが関連をいたしまして、今次災害の一つの大きな要因になったということが指摘されておるわけでございます。従いまして、本伊勢湾等高潮対策協議会等においては、十分この三省の間においても、あるいはまた権威ある学者等の衆知を集めて、十分自信のある科学的検討をするということが必要であるかと思うのでございます。私は、まだ、こういう中に入っておるメンバーがどういふものであるかということについては、必ずしも十分承知しておりませんけれども、今日日本で求められる海岸工学等の権威等について十分この協議会の中で総合的に活用してやっていかれる、こういう態勢であるのかどうかという点について、重ねてお伺いをいたしたいと思ひます。

○山本政府委員 もろん権威ある学者につきましては、すでに各省におきましても依頼いたしまして、現地の状況も見てもらっております。従いまして、その先生方におきましても、いろいろの意見は持っておられるわけでございます。そして今回の協議会におきましては、各省間でいろいろ話をいたしました。その結果、各方面の権威者の意見も聞きましてその上で決定しようということにしております。

○角屋委員 今日まで学者等で現地の調査を正式に行なった人々の名前、あるいは時期等について、さらに具体的に

○山本政府委員 建設省におきましては、土木学会というのがございまして、土木学会に海岸工学の委員会がございまして、その委員長に建設省から依頼をいたしまして、その委員長が人選をいたしたわけでございます。具体的名前はまだちょっと今持っておりませんが、京都の大学の防災研究所の教授、それから名古屋大学のやはり防災の担当者東京大学の方も入っております。六人くらいで現地を見てもらいました。その他農林省におきましても、やはりそういうふうな関係者の方に現地を視察していただいたはずでございます。

○角屋委員 私がなぜこういう具体的な問題までお伺いするかの真意は十分おわかりかと思ひますが、今度の十五号台風は史上最大の台風だ、こういうふうにいわれた。この機会に、やはり科学的な検討というものを十分にしていこう。今日日本で求められる学識経験者等のあらゆる技術陣なり、学者なりの総動員態勢のもとにおいて検討を加えるということ、目下の急務だろうと思う。そのことが、今後同様の台風が、あるいは東京湾にくる場合、あるいは大阪湾にくる場合等における万全の態勢を作る根本的な基礎になるだろう、こういう意味で、私も強くこの成果というものを期待すると同時に、その成果に基づいて自信のある海岸護岸の構築というものをやってもらわなければならぬ。従って、私もそういったしまして、こういう調査検討の結果については、今度の台風の惨状にかんがみまして、やはり集約されたものを国会に提示され、そうして国会の

関係委員会においても十分それに基づいて検討をする、資料にする、こういうことが必要ではないかというふうな思ひますが、その点についてさうにお伺いしたいと思います。

○山本政府委員 その結果につきましては、国会に御報告をいたしたいと思ひます。

○角屋委員 今の各関係県、市町村からの災害のいろいろな関係のデータというものは、伊勢湾等高潮対策の範囲の拡大に伴いまして、愛知県の三河湾であるとか、あるいは三重県の熊野灘であるとか、こういうふうなものも含んで資料が提示されて検討されておるかどうか、この点をお伺いします。

○山本政府委員 もちろんその通りであります。

○角屋委員 伊勢湾等高潮対策の問題については、時間の関係上これで終わります。次の質問に移りますけれども、こいねがわくは、今申しましたような気持でもって、三省ともに一致協力して万全の自信のある海岸構築というものをやっていたらどういふ、特に強く希望申し上げておきたいと思ひます。

次に、簡単に言つては何でございませうが、農林省関係の問題に入ります。過般の委員の中で、私はあるいは農林大臣等にはば除塩に関連した問題でお伺いをいたしましたところ、この問題については、与野党の委員の非常な努力によつて、除塩に関連した事業として稲刈り作業というものが入ることになったことは感謝にたえません。そこで問題は、午前中の理事会でも議論があったようにございすけれども、稲刈り作業というものに

ついて九割の助成を行なう、これはまことにけっこうでございます。その場合に、法律が施行されてからあとの稲刈り作業、これも当然入るわけでございますけれども、法律施行前においてはすでに稲刈り等をやったものはどうなるか。法律の関係では、すべての堆積土砂その他の問題については、施行前にさかのぼって法律が実施できるようなにちゃんとして書いてありますが、この除塩関係の法律については、施行のときから実施をする、こういう形になつておる。従つて、稲刈り作業が含まれるということになりますと、当然これは修正をして取り扱う、こういうことにならなければ手落ちになるわけでございます。しかも、私は、数日前の段階で三重県の方に帰る場合に、まだ鉄道あるいは電車等の不通のために、愛知県の名古屋から益生までバスでいかなければならぬ。そのバスの途次、いまだ長期湛水地帯で水につかっている蟹江その他ずつと木曾岬、長島にかけての悲惨な部落の姿を見たわけでありすけれども、所々方々で泥んこになつた稲を刈つておられるところの農家の姿等も見受けたわけでありす。大体本日の段階で集約ということになりますけれども、たまたま審議の経過の中でお互いの協議によつてこの問題が入りました以上は、当然実施の時期というものはさかのぼる、こういうことでなければならぬかと思ひます。先ほど齋藤官房長にお伺いしましたところが、当然これはさかのぼって実施をいたします、従いまして、法律等についてはさういう取り扱いにしております。さういふわけでございす、さういふふうなお話があったわけでございますけれども、

正式の機会に一つ農林省の方から、今回与野党の相談によって加わりました稲刈り作業等の問題については、法律の施行の期日からではなくて、さかのぼって実施をする、こういうふうな確認してよろしいかどうか、お伺いしたいと思ひます。

○伊東政府委員 御質問の附則の問題でございますが、稲刈りだけではなくて、その前に水をかけるとかいろいろございまして、われわれ法制局と御相談をしております。その書き方でその前にさかのぼって大丈夫だという見解で御提出したわけでございす。われわれとしては今でもそういうお考えを持っております。

それから前段の稲刈り等の問題でございますが、これにつきましては、政府内におきまして、もう少し検討して、明確にお答えしたいと思ひます。

○角屋委員 内容の検討は別として、今私が聞いておる焦点は、法律の施行の後ではなくて、施行前の時期においても、いわゆる除塩の対象になる地域については、稲刈り作業の助成をやるかどうか、この問題についての見解でございます。

○伊東政府委員 これは除塩法全部の問題でございます。除塩法で補助の対象になるというものにつきましては、施行前のものでも、法律ではつきりしておれば運用できますという事で、法制局と話し合いました。その中で、われわれとしては前でもはつきりしておれば対象になるという考えを持っております。

○角屋委員 わかりました。次に、農地局長がお答えしましたので、農地局

長関係から参りたいと思ひますが、いつも農地、農業用施設等の災害復旧の場合に問題になります。例の三万円以上十万円の小災害に関する問題でございますが、今回は昨年の伊豆災害に準じまして起債の形に於いて処理をする、こういうことに相なっております。

でございますが、激甚地については九割の起債、あるいはその他の場合においては農地について六割、農業用施設については六割五分に対する起債を行なう、これに対するところの元利補給をする、こういう形で御承知のよう提案をされておるわけでございす。

この場合に、私ども農林水産委員会でもしばしば議論の対象になりました。問題の一つは、この起債の場合における条件の問題であるのでございす。

いわゆる災害の被害額が総計一千万円に達するとか、あるいは人口割におけるいろいろな問題、こういう問題については、総額については五百万円まで緩和すべきではないか、あるいは人口比率等の中におけるところの限度額等の問題についても、もう少し緩和すべきではないか、こういうことがいろいろ議論されて参ったわけでございす。

が、法律の施行にあたっては、私どもとして、地方自治体から見れば、当然看過できない問題でございす。で、前々からの関係委員会におけるところの要望に沿ひまして、どういふふうな条件の緩和に到達しておられるかという点を明らかにしていただきたいと思ひます。

○奥野政府委員 農地、農業用施設の小災害に關します市町村債につきまは、お話のように昨年度からこのような措置をとったわけであります。そ

の際に、市町村におきます農地、農業用施設の被害額が一千万円をこえる団体に限つて認めたのでございす。その結果恩恵に浴するところが少ないというような非難もございしたので、今回はこれを八百万円に引き下げたい、かように考えております。

なおまた、起債の一件限度額についてお話をいたしました。一般に町村が起債をいたす場合でございしても、百万円をこえましないと起債を認めない、こういう取り扱ひをいたして参つてきております。しかし、お話のような問題もございすので、これを引き下げたい、かように考えておられます。八十万円をこえれば地方債をつける、こういうふうな取り扱ひに今回はいたして参りました。

○角屋委員 小災害の問題については、これも関係委員会問題にしたときに、いろいろ私がお尋ねしたこともありますが、御承知の土地改良法の場合には、事業主体というものは必ずしも県や市町村ばかりでなくて、土地改良区あるいは農業協同組合、こういうものも事業主体として施行できる、こういうことになっておるわけでございす。

が、土地改良法で考えておるとこの事業主体というものは、起債の性格から見て、やはり市町村等でないれば起債の対象にならない。従つて、この土地改良法における事業主体といふものをある程度弾力的に考えていかないと、実際問題として起債対象になつてくる。これらの点の取り扱ひの考え方、こういうものについて一つ関係の方面からお伺いしたいと思ひます。

○伊東政府委員 土地改良一般の場合でございす。ほとんど大部分事業主体が土地改良区であることは御承知の通りでございす。災害につきまは、最近におきまして、御承知のよう市町村が事業主体となりまして、災害復旧を施行するという事例が非常に多くなつてきております。われわれとしては、昨年も小災害につきまは、いろいろな過去の経験にかんがみまして、だいたい問題も起きてしましたので、これはやはりちゃんとした団体である市町村当局が、はっきり責任を持ってやつていくという形の方がいいんじゃないかということ、市町村が事業主体になる場合だけに限定しております。

私ども農林省としては、災害復旧等の場合におきましては、やはり一般的にもそういう形の方がいいのではないかというふうな見解を持っております。

○角屋委員 天災融資法関係の問題について、与野党でいろいろ努力がなされて、対象が政府提案よりもさらに追加されて、あるいはカキ、金魚、ボラが入り、あるいはノリ、さだ、あるいはお茶が入る。こういうふうに対象品目が拡大をして参つたことは、今次の災害の実態から見ても歓迎すべきことだと思ひますけれども、私ども党として出しております修正案の趣旨から、やはり天災融資法の償還期限の問題、あるいは利子率の問題については、いわゆる金利の比較的高い当時の考え方がそのまま今日に継続しておる姿をこの際改めるべき段階にきてゐるのではないか。ことに第一次産業といわれるような原始産業である農林水産関係における天災の際の融資の問

題としての償還期限、利子率等の問題を考える場合には、たとえば利子の場合においても、被害激甚地において三分五厘その他の五分五厘、六分五厘等の問題について、五分五厘、六分五厘については、少なくとも一分の引き下げを行なうべきであらう。さらに、償還期限等の問題についても、今回果樹について特に御配慮を願ひまして、五年以内の償還期限を七年以内ということにされたことは非常にけっこうだと思ひますけれども、この際、やはり全般的に八年程度の償還期限を考へべきが妥当じゃないか。これは私ども関係委員会においても、すでに幾たびか決議等もなされたり、あるいは相談等もなされた経緯もありまして、今次大災害に於いて、これが前進することを強く期待をいたしておたわけでございす。

が、こういう問題について農林省の関係局として、償還期限の問題あるいは利子率等の問題について、今後どういふふうなされるつもりであるか。さらに改善をされるというつもりで真剣に検討されておられるかどうか。また、こういう問題については、来たるべき通常国会の際に出すという前提において真剣に検討をされておるといふ段階であるかどうか、こういう問題についてお伺いしたいと思ひます。

○坂村政府委員 ただいま角屋委員の御質問の天災融資法の問題でございす。これはすでに何回も本委員会におきましても申し上げましたように、今次の災害が非常にひどかつた、こういう点に於いては、この融資の限度を大幅に引き上げますとともに、特に必要なものにつきまして、果樹の

びしい気持ではなくて、沿岸漁民の被害の実相をいささかでも救うというあたたかい気持をもって弾力的に運営をしてもいい、こういうことを強く私どもは望んでおるわけですが、こういう問題の処理についてお伺いしたいと思ひます。

○高橋説明員 お答えいたします。このたびの災害で、沿岸漁業の小型の漁船が相当の被害を受けたことは、たびたび御説明いたした通りでございます。従来小型漁船の復旧につきましては、主に金銭措置によつてまかなわれてきたのでございます。けれども、今回の災害は非常にその深度が深かつたので、このたび新しく助成の道を講じたわけでございます。従ひまして、従前の例のない措置でございます。たゞ、いろいろと問題のありましたことは十分承知しておるわけでございまして、御指摘のように、これも弾力的に運用するべきであるということでございます。私どもとしては忠実に実行せざるを得ないわけでございます。しかしながら、実情に合致するように運用して参りたいという気持においては、いささかも変わるところがないのでございまして、そういうふうな運用をさしていただきたいというふうな考えでいるわけでございます。

○角屋委員 真珠関係の問題について、前々からいろいろ審議をして参りましたが、私の意思はお伝えしてあるわけですが、お答えの中で出て参つております十台以下の経営者に対して真珠いかだの助成を行なうという考え等については、これはやはり前々からも申し上げておりますように、もう少し経営の台数というものを拡大をいたしまして、そうして十台なら十台あるいは十五台なら十五台という、きめられた台数に対して助成を行なう。こういう形で、やはり被害の実相からいいたしましても、必ずしも零細な真珠業者が非常にひどい被害を受けて、他のところは軽かったという姿ではなくして、今回の十五号台風のあの猛烈な風でもって、英虞湾や、あるいはその他志摩から尾鷲付近までの真珠のありました地域においては、全く見るもむさうな状態になつておることは御承知の通りであります。従ひまして、被害の実際の姿からいくなれば、中程度の経営者のところが、やはり一番ひどい被害を受けているというふうな私どもは聞いておるのでございます。そういう点からいって、しかも、海外に対するところの輸出振興という観点で支柱になつておる経営の層という実態からいきまして、前々から私どもが強く希望しておる助成の対象の経営の台数というものをもう少し拡大をされて、そして助成を何台に対してやるかということ、これは予算その他の関係で定めらるべきものについてやる、こういう弾力的な運営についてはぜひ一つ考えてもらいたい、こういうふうな考えでいるわけですが、いかがでございますか。

○高橋説明員 このたびの災害で、特に三重県地方の真珠に大きな被害があつたことは御指摘の通りでございます。この真珠の災害に對しましては、金融の方法としては、御承知の天災融資法、それから施設に対する金融といふたしましては、農林漁業中央金庫によるところの融資を考えておりまして、これらの融資の限度等につきましては、御説明いたしましたように、いろいろと手を打つような考え方で万全を期して参りたいと考える次第でございます。

○角屋委員 ただいまの高橋次長の考へ方そのものについては、私も了承する点が多々あります。しかし、真珠産業の経営の実態並びに被害の実相、そして助成すべき対象はどういうところに限度を求めらるか、こういう問題については、やはり必ずしも固定した観念でなく、もう少し現地の実情に見合つて考へていく、こういうことを私は前から強く申し上げてゐる。従つて、経済力の非常に貧弱なる零細経営者に重点的にこれを施行していくという考へ方は、私も全面的に賛成でございます。しかしそれだからといって、今言ったように十台以下ということに限定してやっていくということについては、あまりにも画一主義ではないか、あまりにも固定主義ではないか、現地からそういうふうな聞いておりますし、またそういうふうにも考えますので、運営面でも十分実情に見合つてやっていたらいい、こういうことを強く要望しておきたいと思ひます。

○伊東政府委員 暫定法の関係で御質問でございますが、今先生のおっしゃいましたように、いろいろ問題もございまして、今度の災害につきましても検討いたしました。先生が例にあげられました五十メートル、百メートルの問題等につきましても、これは小災害といふことを考えれば、今の規定でいいのではないかと、いろいろな結論を以て出して、御審議を願つておるわけでございまして、また改良復旧等の問題につきましても、現在の原形復旧が不適当というときには、改良復旧がやれるかというふうなことでできるんじゃないかというふうな見解のもとに、今回の法案を提出いたしました。ただ先生おっしゃいましたように、暫定法等につきましても一回検討せよという御意見でございますが、われわれもこの問題につきましても、将来の問題として、検討は続けてやっています。次の通常国会に提出するかという御質問でございますが、

まだわれわれとしては、そういうことをきょう約束して検討するという段階には至っておりませんが、将来の問題として、これは全般的に検討は続けていくというふうに考えております。

○角屋委員 本災害地対策特別委員会において、最も大きな論議の焦点の一つでありました激甚地指定の問題についても、農地、農業用施設関係の問題の激甚地指定については、過般の農林水産関係の小委員会においてもいろいろ質問もし、また私どもの見解も申し上げたのでございまして、この機会に重複は避けさせていただきます。私も、政府から提示されております公共土木関係にしろ、農地、農業用施設関係にしろ、提示されておりますところの激甚地指定の基準というものについて、はきわめて不満でございまして。ことに、農地、農業用施設等の問題について考えます場合に、昭和二十八年度の災害の際にとられた採択基準の六項目というものの単に一項目が生かされ、新たに長期湛水地帯というものが入ってきておる、こういう取り扱いに相なっておりますが、これは少なくとも第四項にあったような、いわゆる被害の三割のものが百町歩をこえる、あるいはまた全耕地面積の二割をこえる、こういうふうな市町村等を対象にする、これはぜひ入れるべき項目じゃないかというところもいろいろ指摘して参りました。同時に、こういう非常に焦点になる被害激甚地の指定の問題については、やはり合理的、科学的な基礎の上に立って、だれしもが納得できる被害激甚地の指定基準というものを明らかにしなければならぬ。災害の実

相というものもあり得るけれども、いわゆる政治的な話し合いの産物としてこういうものが出てくるのではなしに、実際に、やはりだれが見ても納得し得る基準というものを考えていかなければならぬ。そういうことに相なつて参りますと、農地、農業用施設等の災害の激甚地の指定基準の場合には、過般も申し上げましたように、いわゆる天災融資法において特別被害農業者であるとか、あるいは林業者、水産業者についても、そういうものがそれぞれ地域の地域で上がってくる。そうして、これらの率や程度によって、特別被害地域というものがきまってくる。これはやはり、それぞれの地域におけるところの農林水産業者の被害の実相というものを具体的に現わす一つのバロメーターである。しかもそのことによつて、その地域がどれだけの負担能力を今後持つかという判断の基礎でもあろう。従いまして、こういう天災融資法でいろいろきめられてくるところのこの被害の実相、こういうものも織り込んで、だれしもが納得できる被害激甚地の指定というものをきめなければ、私も、そのときそのときにおいてこの激甚地の指定というものは動揺するのじゃないか、こういうふうな痛感させられるわけでございまして。従いまして、これは単に農地農業用施設ばかりではありませぬけれども、農林省の場合でいうならば、農林省関係のものについて、特例法等の高率適用をする場合の被害激甚地の指定をどういうふうにするのか。科学的、合理的な立場からいいますか、こういうことについては、十分一つ検討を加えてもらわなければならぬ。こういうふうに思

います。それらの点について今後どう対処されるか、お伺いしたいと思

○伊東政府委員 先に私からお答えいたしますが、今、先生おっしゃいますように、今度の場合、たとえば農地の基準あるいは開拓地の基準あるいは共同施設の基準、天災法の基準というように、いろいろおのおのの事業につきまして、独自といつちや何ですが、別な角度からの基準を設けております。これはこれなりとして、私は妥当なものだという考えでやりました。でございますが、先生がおっしゃいますように、もう少し総合的なものも検討すべきじゃないかという御意見は、私もよくもつとも思っています。この点につきまして、総合的に何か基準というものが設けられるかどうかということにつきましては、これは検討いたしたいというふうに思います。

○角屋委員 時間の関係もありまして、最後に、自治庁の方がおいでになつておると思ひますので、希望がたがたお伺いをいたしたいと思ひます。今度の台風十五号関係で、特に被害の中心になりました愛知あるいは三重、岐阜等の中で、三重県の場合に例をとって考えてみますと、御承知のように、大体千七百億の被害というふうな報告をされて参つておるわけでござい

ると、県費所要額は実に百十三億に上る。そのうち県債に充当できるのは百五億円で、差引県費所要額は八億円となる。一方県費の償還費は、元金百五億に利息五十九億を加えた百六十四億円で、この償還に對して交付税などで措置される見込み額は三十八億円、差引百二十六億円の県費が必要となる。こういうふうには実はいわれておるのでございまして。今度の激甚地の公共土木その他農地、農業用施設等の指定の場合におきましても、それは全国的台風六、七号以来非常に大きな災害でございまして、特にやはり県財政のきびしい三重県等において、二十八災にも見られなかつたような、千八百億からの大災害——個人災害等も含めてこういう巨額に上る大災害の中で、今度政府で提示されて参りました公共土木関係のものが考えられなかつた。こういうふうな等と等ともからみ合ひまして、非常に巨額の借金をかかえて、これから償還をしなければならぬという立場に立たされたというこ

になると、地方自治体としては暗たたる気持でやらなければならぬ。今後再度災害を防止するために復興に立ち上がらなければならぬという、一方において強い熱情を持ちながらも、他面において、地方におけるところの財政状況と見合つて、これをどうしていかというこにも直面をしておるわけでございます。私も、こういう点から見て、やはり国で責任を持つてやるべき面を積極的に伸ばして、地方自治体がこのことによって瓦解をする、地方自治体を、このことによって災害復旧のみに追われて、他の積極的な建設

面というものを全然取り上げることができないという事態に追い込むことは、大きな問題に相なるだろうと思ひます。こういう地方財政と見合つて災害の撲滅等も考えて、今後被害の激甚地の地方財政の前進のために万全の態勢をとり得るお考えであるかどうかということをお伺いいたします。

○奥野政府委員 御指摘の問題を中心といたしまして、現在伊勢湾高潮対策についての特例法が提案されておるわけでございます。しかし全体の事業分量が確定して参りませんと、御指摘になりまして参りませんと、御指摘に切れなかつた、私たちが考えております。しかしながら、現在のところ、所要経費が今お話しになりましたように確定を見ていないわけでございます。今後、私たちがいたしましては、今後の推移を待つて、三重県の財政が非常に混乱に陥ることのないように、いろいろ工夫はいたして参らなければならぬという覚悟でおるわけでござい

○角屋委員 これで私の質問を終わりますが、今度の台風の実態から見ても、特に自治庁関係においてもいろいろ御苦心をされておると思ひますけれども、単に積極的な災害復興ばかりでなく、地方自治体は、御承知のように、いろいろな解決をしなければならぬ問題を従来から懸案事項としてかかえておるわけでございますから、並行してというわけではございませうか、やはり災害復旧を当面重点としてやらなければならぬことは当然でございませうけれども、他の面においてもやはり並行してできるような力を

ます。従いまして、現実には種畜場におきました家畜の貸付というものは、事実上、今の段階では困難だという実態にあるわけでございます。毎年計画的に都道府県に貸付をいたしておるような次第でございます。それで、今回の災害に対しましては、先ほど重々申し

上げましたように、従来天災資金では大家畜の購入は困難でございましたので、この点を改正いたしましたし導入ができるようにいたしましたこと、有畜農家、それから中小農家でやりたいという各県の希望には大体応ぜられるという見込みを考えております。

○太田委員 別な言葉でお尋ねいたしますと、そういう省令があつて、あまり思う通りできないということならば、自作農維持創設資金というものはふやそうという御決意はあるのですか。これはあなたではちよつと無理かな。どなたか農林省の方で答えができたら……。

○廣藤(誠)政府委員 私からお答えいたします。ただいま畜産担当の課長から申し上げましたように、今回の災害の実情等から見まして、特に畜産の被害が非常に多かつた。従つて、それに対する対策につきましては、われわれ内部におきましてまずいふ検討いたしました次第であります。その一つとして、特に家畜の購入資金というものは認めていなかった点につきまして、特に改正の措置をとるというふうな方法をとりました。それに応じまして、かつ貸付限度も必要な所要量というものを講ずるように掲げたわけでありま

す。具体的に申し上げますと、普通の農家であります場合には二十万円、それを三十万円まで上げる。さらに、専業の畜産業につきましては五十万円まで引き上げるというふうな措置をとつたわけでございます。なお、これらの天災関係の資金につきましては、総額といたしまして、七号台風以来百三十億の融資をしようということにいたし

ております。さらにそれに加えまして自作農資金が増額できないか、こういうお話でございますが、これは七号台風を含めまして、自作農資金としては総額四十億円の資金をこれに出す、こういうことにいたしました。今回のそういう畜産関係も含めまして、農業、林業、漁業、それらの資金の総融資額というものは、大体今申し上げました天災資金で百三十億、さらに個人の畜舎であるとか、農舎であるとか、こういう資金につきましては農林漁業金融公庫から融資するということ

にいたしておりますが、この面につきましても約三十五億出すという措置をとることにいたしております。その中におきましても畜産の施設資金につきましては、特別に融資額も拡大するといふような措置もとることにいたしました。全体といたしましては、自作農資金も含めまして、今次の災害に対応する融資総額といたしましては二百億をこえる資金ワケが用意いたしておるわけでございます。従いまして、大体うものは、今回の災害の所要額というものは、それらの資金によつてまかなつていけるのじゃないか、こういう見通しを立てておる次第でございます。

○太田委員 それは二十万、三十万、五十万という天災融資法の融資のワケの拡大はわかります。しかし、これは実際の農家から言いますと、中途半端だということです。あなたの方だつて十分じゃない。実力はもうちよつと、一般農家でも三十万円くらいという声が強いのだけれども、これを二十万円に下げていこうというふうな、どことなしにブレーキが――全体にワケがかかつて

下がっちゃつてゐるのだから、中途半端のそしりは免れないですよ。中途半端だといふところから、どうも不親切だという声が上がつてきてゐる。農林省はもとより非常に農民に対しては天災融資法などといううりつぱな制度を作られた建前からいつても、もう少しのわかつた方がいい話があつてもいいのじゃないかという声が強いです。今のお金を貸すだけでやれるじゃないかというの、実はあなたの方としては、その程度でやつてほしいということではございませうけれども、現地では中途半端で、そんなものではしょうがない。いろいろなものに要つて、わずかなものでもあれも直し、これを復旧するということはできないという声がある。そこで国家の無償貸付という制度があるのだから、それを生かしてもらつてはどうだろうかということ。その制度があるのですけれども、法律の方では増殖とか、復旧というところから重点が置いてあるが、あなたの方は改良の方に重点を置いたから、そこで貸付制度というのが天地逆になつてゐるわけですね。これはほんとうを言う

と、ちよつと逆だと思ふのですね。思ひますけれども、道がないわけじゃないから、そういう制度については、一つ今後とも、――今、当面間に合わないかどうかということはわかりませんが、いかに、私は当面の間合つたと思ふのです。農協が申請してきたら、あなたの方でも何か考えてもよさそうでは。今の省令でできるだけ親切に扱つてほしいと思ひますし、解釈もしてほしいと思ひます。これは特に御要請を申し上げておきます。

ついでに農林省の方にも一つお尋ねをいたしたいと思うのです。これは救農土木事業のことでございますが、救農土木事業は、たしか今度被災して収入のなくなった方全部には適用できなかったのですか。

○清野説明員 救農土木事業を適用します市町村は、まず三割以上の被害を受けた市町村であつて、五割以上の被害を受けた市町村に対して救済する、こういう条件が一つと、それから、資産その他を浸湛水のために失ひました被害甚大な市町村、こういうふうに一応考えております。

○太田委員 被害甚大な市町村というのをやりますと、今の収入の道がなくなつた方を救えない場合がある。ないのですか、ありませんか。

○清野説明員 今申し上げましたのは救農土木でありますので、その市町村で一つの事業を起すとして、それによつて労賃を与えるというふうな、こういうふうな意味合いでございます。で、被災農民がそれによつて労賃を得るといふような機会がある、かように考えております。

○太田委員 そこで、市町村に三割という被害の制限をつけるというのは、実はこれは無意味じゃないでしょうか。ね。ことさらこの条件をつけられたような感じがしますが、いかがですか。

○清野説明員 救農土木を行ないますので、やはり相当程度限定せられるというふうな意味合いがあります。従来から冷害対策等の救農土木の場合には、さうな被害市町村を対象にしておつたわけでございます。

おっしゃるのですか。

○清野説明員 被害の程度を表わす意味におきまして市町村を指定する、つまり、仕事をいたしますのに、その仕事によつて被害農民が救済される範囲をどうしてある程度限定しなければならぬ。市町村のある一部に被害がありまして、その被害によつてその村の者が、いわば救農土木事業の恩恵を受けるというふうなことは、やはり行政上思わしくないのです。さうな制限を作つたのであります。

○太田委員 じゃ、別の角度からお尋ねをいたします。失業対策事業との関連というものはやはりあるのでしょうか、その辺の関連を考えてお作りになつていらつしやいますか。

○清野説明員 救農土木事業によつて農民を救済するという意味合いは、あくまでも農作物被害が激甚であつて、そのために収入もない、こういうものの一応限定しておりますので、特に失対との関係は考慮しておりません。

○太田委員 考慮してないというのはおかしいと思ふのですよ。それじゃ、救農土木事業の日当は幾らですか。三百六十五円ですか。

○清野説明員 さうな数字でやつております。

○太田委員 一般の失業対策の方の方は三百六十四円、あなたの方は三百六十五円。これは三百六十四円というの平均ですから、若干幅があるわけですが、二割の違いがあるのです。私は、この救農土木事業の今度の制度そのものに對して、原則として反対するわけじゃありません。了解してよろしいわけですから、三割以上の被害がないところはこ

れを起こさないというように、はずれ
るところが出てくる。実は救農土木事
業によって救われる人は三百六十五
万の金額であるが、片方の失業対策で救
われる場合は三百六十四万ということに
なる、この辺に非常にアンバランスがあ
ると思うのです。これについてあなた
の方は、そういうことは別に考えなく
てもいいとお考えになっていらっしゃる
いますか。

○清野説明員 救農土木事業を行な
います場合にわれわれが考えましたこと
は、この救農土木事業は一つの土木事
業でありますので、そこで使用されま
す、いわゆる人夫賃の単価は、その付
近で通常行なわれておる労賃、こうい
うことを一応想定いたしましたして、労働
省の統計で出ておるところのその地方
の労働賃金で行なったものが三百六十
五万でございます。

○太田委員 三百六十五万というの
は、労働省の何か統計からとったと
おっしゃるわけですが、あなた
の方の今の話を聞きますと、山村の農
林業の方、小さな農業をやっていた、
山仕事をやっていた人が、今度仕事が
なくなった場合に救えませんか。これ
は救えるのであります。

○清野説明員 先ほども申し上げまし
た通り、救農土木事業の対象になりま
す市町村が、今回の伊勢湾台風その他
の災害によって起こりました農民の被
害を救う、こういう意味合いでござい
ますので、いわば救済地というふうに
考え、かつまた、その労賃は、その救
農土木事業によって普通必要とする労
務者の賃金、つまり従来三百六十五万
で使われておった、こういう意味合い
でございます。

○太田委員 いや、私は救農土木事業
のはっきりしていることだけは、す
と審議されてきておりますからそれに
反対しません。けれども、もう一つ忘
れていらつしやるものがあるかもしれ
ないというところをお尋ねしているわけだ
という山間部の農家は救われそうもな
いという点に、このあなたの方の制度に
欠陥はなかったか、盲点はなかった
か、こう申し上げておるのです。

○齋藤(誠)政府委員 私からお答えい
たします。従来、救農土木事業を実施
する場合におきましては、水害等の災
害復旧事業がない場合、たとえば、冷
害であるとかいうような場合におきま
して救農土木事業というのを実施して
参っているわけでありまして、申し上げ
るのは、水害等の場合におきまして
は、今度の場合においても同様でござ
いまして、非常に大きな復旧事業が行
なわれるわけでございます。従いまし
て、それらによって相当の賃金収入の
道が開かれるというのが通例であった
わけでございますけれども、

(三田村委員長代理退席、委員長長
着席)

今回の災害に伴いまして、復旧事業が
なくして、なおかつ、相当長期にわた
って冠水するといったような非常な特殊
な災害の激甚地があるわけですね。そ
ういふ地帯に對しましては、従来の復
旧事業によつて賃金収入の道を与える
というふうな機会が与えられない地域
が生じますので、そういう地域を對
象としたしまして、今回、従来ない特
例措置をいたしまして、救農土木事業
というものを実施したわけでございます
。御質問になりました山村等におけ
る一般的な被害を受けた労働者等につ

いてはどうするのだということござ
いまして、これらの地域におきまして
は、林道の復旧であるとか、あるいは
畜産事業であるとか、そういったよう
な事業につきましては極力地元の被害
農民の労力を活用いたしまして、賃金
収入の道を与えたい、かように考
えているわけでございます。なお、山村の
労働者に関連いたしまして、われわれ
といたしましては、今回の災害に伴
いまして国有林が相当被害を受けてい
る。流木の被害あるいは治山の関係の
被害が生じております。なおまた、国
有林をいたしましては、これから造林
にかかるところもあるわけござい
ます。そういった国有林の事業の中
で、地元労働者を活用できるものに
ついては極力それを活用して参りた
い、あわせて賃金収入の道をこれに
よつて講じていきたい、かような考
え方でございます。一般的には、救農
土木事業につきまして先ほど申し上げ
たような考え方で取り上げておられ
まはかに、国有林事業として、そう
いった趣旨で吸収できるようなもの
につきましては、できるだけ就労の機
会をはかつて参りたい、かような考
え方に対していきたいと考えておる次
第でございます。

○太田委員 では、重ねてお尋ねいた
しますが、山はそういう道がある。ま
た、一般的な農家におきましては、こ
の激甚地に入れば救農土木事業で仕事
をして三百六十五万の日当で、自分の
被害にかかった田地、田畑を回復し
つ収入を得ていくという方法がある。
ところが、海に参りますと漁民がおり
ますね。あなたの方の関係ですが、
この漁民は何によって救われるので
すか。

○齋藤(誠)政府委員 水産業につきま
しても、今回は非常な大きな被害を受
けましたことは先御指摘の通りでござ
いまして、われわれの第一の考え方
といたしましては、零細な沿岸漁民に
つきましては特に大きな被害を受けた
のであります。そういうことに對
応いたしまして、今回は二十八年度の例に準
じまして、水産動植物の養殖施設につ
きましては特別の高率の補助をする
というようにことにいたしまして、当
面の生業にいち早くつけるような道を講
じて参りたい。さらに、また、沿岸漁
民の何としても大きな生産手段は漁船
でございます。従いまして、漁船につ
きましては、今回、本委員会におき
ましても御審議願っておりますように、
被害の特に激甚な組合に對しまして
は、小型漁船を組合で建造する場合
に、それに対する特別の助成措置を講
じまして、それによつて共同利用の道
を開いて参りたいというように
考えておる次第でございます。

○太田委員 そういう制度がある。だ
うということはいいのですが、それ
にしては小型漁船の問題、先ほど角屋
委員の方から質問も出ておるのですが、
これは二十五隻という制限がありますが、
あるいは四〇%以上とつちか
当ではまらなければ、その対象になれ
ませんね。生産の用具を失いましたか
らといって、岸で魚をつつておるわけ
にいかないでしよう。してみれば、そ
ういふ人たちは、海岸の工事があれば
そこ工事に入らなさい、かようなこと
に、自由によりなさい、かようなこと
に相なるとするならば、救農土木事業
の精神からいって、そういう人をはずし

てあるのは少しばかり片手落ちじゃな
いかと思うんです。別に差をつけな
ない、そういうことは苦情が来たこと
もないし、今度苦情が来るだろうとい
う見通しもないという確信をお持ちで
ございましょうか。

○齋藤(誠)政府委員 御指摘のよう
な地帯におきまして、あるいは漁港に
おいても、困窮するような事態が生
じておるといふこともあり得ると考
えておりますけれども、われわれとい
たしましては、何をとおきまして沿岸
におきましては必要な生産手段を
おき、これによってあしたからの生
業を営む道を作るといふことが、第一の要
件であるというふうに考へるのであ
ります。従つて、今申しましたような各
般の施策を今回については考へたわけ
でございますけれども、農業の場合に
おきましては、御承知のように、やは
り季節々々がございまして、その間
何らの収入の道がない。しかもまた、ま
わりには農地その他の災害復旧の事業
もない、つまり就労の機会が与えられ
ないというところもあるわけござ
いまして、そういうことに對
應いたしまして、今回の特別措置
として救農土木事業というものを
したわけでございます。若干それ
以外の産業とは趣旨が異なると御了解願
いたいと思ひます。

○太田委員 実は労働省の方で、失
業対策事業の見通しを立てられる場
合に、場合によつては山の方から失業者
が出てくるじゃないだろうか、ある
いは海の方から来るじゃないだろうか
というふうな想定をされた考へ方が
あったんです。あなたの方は救農土木
事業ではほとんど大部分は救うとお

しゃるのだが、これは三割という被害に当てはまらない場合におきましては、何としてもこの土木事業を起こすわけに参りませんから、そこで非常に困る者ができる。そういうものを救うには、今度の災害で何かその辺に自然に工事が起きるだろうから、そこへ行って働きなさいということ、早くいうならば、救う方法はある得るという見通しをしていられしやる、こう理解することになるのですか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、風水害の場合におきます救済事業というものは、従来とも変わった例はないのでございまして、大體におきましては、相当広範囲に災害復旧事業というものが行なわれますので、それによって就労の機会を与えられるだろう、こういうことで従来は中止して参ったのであります。今回は、特殊な災害の事情にかんがみまして、救済土木事業という措置をとることにいたしましたのであります。

○太田委員 あなたたちのお考えになる通りにいけばよいのですが、平均して三百六十四円というような、失対によって吸収されなければならない、こういううみじめなことになっては困ると思うのです。救済土木事業なら三百六十五円、失業の方でいけば三百六十六円、これは困りますから、そこで、何とかしてなるべく高い賃金で生活を保障していくということをしませんか。農業者にもしくは扶養家族が多いのです。何にもなくなった人たちは非常に困ります。そこで、三割に漏れた、いわゆる激甚地に漏れたところに対して、相当の対策があるかどうかということ、が心配の種でした。この三割あるいは

五割の被害という二つの制限によりまして、今度の被害東海三県なら三県を例におとりになつてもよいのですが、およそ何%くらいの町村が指定されると思像しておりますか。

○伊東政府委員 市町村までの被害につきましては、実はまだ統計調査の方で資料が出ておりません。県単位に出ておりまして、そこまで出ておりませんので、極力早く調査を進めます。私ども、激甚地については一戸当たり大體一万円くらいの収入になるように考えたかどうかというめどは持つておりますが、まだ戸数幾らというところまでつかんでおりません。

○太田委員 一万円くらいのところとざりざり一ぱいのところをお考になつて、三百六十円とか六十五円というのにはわかるのですが、それに漏れた山間部など困つたものである。植林などあればよいのですが、一般に風倒木の多いところは、植林をするというよりは、何年かたつた苗木が傾いているので、それを起こすということがある。これをまずやるだろうと思うのです。かたい苗木を起すためには、山主だけではいけなから、相当労働者が要ると思ひますが、これは個人がやるのです。三百六十円というものは、どうですか、その場合取れるのですか。

○伊東政府委員 今山の労働者の関係の御質問でございしますが、今先生がおっしゃいましたように、個人の風倒木につきまして、国で事故の跡を救うというところはなかなか困難であります。今考えておられますのは、林道の復旧事業に山村の人に出てもらいますとか、あるいは治山事業、また、特用林の関係の、今先生のおっしゃいました

無育でございしますが、そういうようなところにも出ていたたい賃金を落としたりどうかというようなことを考えておりまして、これにつきまして、全般的に賃金幾らとまでは今決定いたしておりませんが、なるべく御希望に近い収入が得られるようにいたしたいと考えております。

○太田委員 そうすると、砂防工事などは三分の二の国庫補助でございまして、普通ならば六割六分六厘。今度これを九割にしてくれという声があつたのですが、これは通つたのですか。

○齋藤(誠)政府委員 緊急治山につきまして、今回の措置といたしましては、従来の補助率三分の二で計算いたしてあります。ただ、今回の災害につきましては、残りの補助率の三分の一につきまして、約九〇%起債を認めることにいたしました。事業完了までその充当率を下げないというような措置をとりたいと考えておる次第であります。従つて、全体として起債を認めました場合におきましては、一定率につきまして、基準財政需要に対応する交付税の対象にすることができると考えておりますので、そういうような措置をとりますれば、補助率といたしましては、八割四分か五分程度に相なるではなからうかというようなことで今回は考へております。

○太田委員 その点は一応わかるので、それは足りないから九割くらいの補助をしてくれ。ところが、今の補助残については起債でまかなない。これは元利補給はついておらないようでありまして、できるなら元利補給をしてくれということをおの方から申し上げておるのですが、十分お考えをい

ただきたいのです。今度の場合、各山持ちの被災県というものは、あなたの方がおつしやる今の特別扱いの中にほとんど入りませんか。愛知とか京都とか。

○齋藤(誠)政府委員 われわれといたしましては、できるだけ激甚地につきましてはカバーできるようにということで、現在検討いたしておる次第であります。

○太田委員 それは、たとえば私が申し上げました愛知、京都、あるいは兵庫というところも入るだろうと思つておつてもよろしい、こういうことでございしますか、言葉の感じですがね。

○齋藤(誠)政府委員 本件につきましては、農林省関係でいへば緊急治山、建設省関係では砂防がございまして、同様な扱いになるだろうと思つておりますが、これにつきましては、今建設省とも相談いたし、最終的な確定をいたしておりませんので、決定後御報告申し上げたいと思ひます。

○太田委員 だから、そういうことになつてくると、たとえば愛知県でも京都でもそうですが、非常に山の多いところ、そういう山村の人たちを救うというのには、実は手厚いようでも、実に薄いような感じがするのです。山村というものは、今度の被害によつてはほとんど何もなくなつてしまつた、しかも風で木が倒れたというところから、山主の方が非常に調子が悪くなりまして、一般の山村の方に潤つてこないわけですから、ここの暮れ、来年の正月を迎えるこの年の類というものは、よほど考へてやらなければいけないような気がするのでありますが、場合によつては救済土木事業に漏れるということにな

りますと、その生活は苦しいと思ひます。しかし、大丈夫、山の人たちはこうして救うことがあるんだ。海の方はこうして救うことがあるぞという、絶対の確信というものをもちいたさず。それはあなたのおつしやるように、いろいろな方法があるから、あの手この手を寄せ集めて、必ず山村の人たちの収入なり、ほんとうにわずかの山畑を耕した人たちを泣かせず年越しをさせる、海の方におきまして、あすの生活に困らせないように、正月には子供にたびの一足も買つてやれるような、生活を必ず保障するという制度があるということを確言をしてほしいと思ふのですが、救済土木事業によつて救われたいということから考へまして……。どうですか、確言をしていただけますか。

○齋藤(誠)政府委員 先ほど申し上げましたように、今回の災害によりまして、海におきましても、山におきましても、農地におきましても、一般の復旧事業というものが相当大規模に行なわれることになるわけでありまして、それによりまして、従来であれば、特別の救済事業というものは取り上げられなかつたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、特に今回は救済土木事業というものを取り上げる。私が先ほど申しました山の関係でございしますが、これにつきましては、一般的に復旧事業のほかに、国有林事業というものが通常行なわれておるわけでありまして、この国有林事業の運用の面におきまして、たとえば造林であるとか、伐採であるとか、こういったような面におきましても特別の考慮

を払いまして、救済の措置の一環にしたいということで、農林省といたしましては、あらゆる面から、今御指摘になりましたような措置につきまして努力をいたしたいという考えでおります。

○太田委員 努力をされることは非常にけっこうでありますし、ぜひ一つ農林省の中で、ある条件に当てはまるときに、救済地中の救済地について救済土木事業で救うけれども、その他の人は一般失業対策なり、あるいは自由な労働者となって日傭をかせぎなさいでは、これは非常に聞こえない話ですから、大いにこの救済土木事業の適用につきましては、その査定に厳格過ぎることのないようにしていただくと同時に、そういう山間部の人々を救う方法については、十分工事の進行その他いろいろな災害復旧の事業の実施について配慮をしてほしいと思うのです。必ずしも農林省だけではない、他の方と関連もあるでしょうから、関連を考えてやってほしいと思う。

最後に一つ承りますが、この救済土木事業はいつまででございますか。

○伊東政府委員 時期でございますが、原則として今年度内でございますが、ただ、ところによりましては、あるいは次年度にまたがって考えることもあるかもしれないという例外は若干考えております。

○太田委員 私は小委員会の方など

で、もうちょっといろいろな意見が出ておるだろうと思うのです。私は聞いておるのだが、一年間要するというのが声なんだから、半年やそこらでは、今から四月月でしよう。三月末といったら四月月しかないのですから、四月月では足りないじゃないですか。一年くらい続けるという覚悟を持って、そのくらの用意があつてしるべきだと思ふのです。そういう点、どうなんですか。一年ということはどうも考えられないのですか。しかし、それは情勢によつてはさらに続ける用意ありということでございますでしょうか。

○伊東政府委員 過去におきまして、実は救済土木をやっておりますのは、一年限りということをやっております。次の年からは、その収入でまかなっていくという考え方でございまして、今度の場合に、非常に救済地地方におきましては、若干例外等も考えていっているのじゃないかというように、ことと、大蔵省に来年年度の予算を要求いたしておるような次第でございます。

○南條委員長 暫時休憩いたします。六時半からこの委員会を開会いたします。

午後五時二十七分休憩

午後七時四十九分再開
○南條委員長 休憩前に引き続き開会を議を開きます。

○網島委員 附帯決議だけでいいのです。

○南條委員長 附帯決議だけなら、これは後ほどいたします。

次には、角屋君から、昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案について御発言ございませうか。——角屋君。

○角屋委員 小型漁船の問題については、本委員会でも、これが実施の問題につきましても、政府が提案になりまして、たいわゆる漁協による共同利用の形における小型漁船の建造助成、こういう考え方に對して個人的な問題も並行して考えたらどうか、あるいはまた、政令で規定されまうところのいわゆる喪失漁船の一漁協当たりの漁船数の問題、あるいはまた漁船喪失率の問題、こういう点の条件緩和の問題についていろいろ議論されて参りました。その間政府与党におきましても、当初予定をされておりました条件の問題について、ある程度歩み寄りがあつたとして、今日に至つておることは御承知の通りでございます。すなわち喪失漁船については、当初予定をしておりました二十五隻という点については依然として変わらないわけでございまして、当

も、喪失率の問題につきましても、当初七五%というふうになっておりましたけれども、これが五〇%に緩和され、さらに最終段階においては、四〇%まで緩和されて参つたわけでございまして。しかし今日、一万数千隻から失うたいわゆる愛知県、三重県、和歌山県、あるいは長崎県、北海道等を中心にした沿岸漁民の実態からいたしますと、こういう二十五隻なりあるいは四〇%なりという条件で、そのまゝ画一的に適用されるということになると、必ずしも実情に即さないところの

とを私はおそれるわけでございまして、従いまして、過般委員におきましても、この点については農林大臣にもいろいろお伺いをしたわけでございまして、同時に、この適用の問題については、当初漁船保険をかけていないものに對して適用する、漁船保険をかけておるものについては、これは保険が当たるからいだらう、こういうことでありましたが、いろいろ委員会の審議を通じて農林大臣も、漁船保険をかけているといふことを問はず適用していく、こういうふうなことを問はず適用していかちまして、漁船保険の適用の有無にかかわらず適用するということについての言明と、さらに、今喪失漁船二十五隻あるいは喪失率四〇%の問題についても、沿岸漁業の実態から見まして弾力的に運営をしていく、つまりあまり画一的に、厳密にこれをびしゃつと適用するのではなしに、それぞれの実情に応じ、沿岸漁民の立ち上りのために弾力的に運営を考えていく、こういうお気持ちがあるかどうか、この二点についてお伺いをいたしたいと思ひます。

○福田田務大臣 ただいま角屋委員からお話のように、私も、本法案の適用につきましても、できる限り条件の緩和を考えた次第でございます。

なおその上に適用運営の弾力性を考へる、こういうお話でございますが、ただいま申し上げました条件の範囲内

におきまして、これが運営につきましては十分配慮をしていく所存でございます。

○南條委員長 次に、文部省関係で、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案について三田村君より質疑がございませう。これを許します。三田村君。

○三田村委員 この際政府にお尋ねをいたしておきますが、ただいま委員長が示されました法案の、第二条のいわゆる政令指定の基準であります。これがいづる当委員会でも論議されてきたのでございませうが、政府も御承知の通り、当該市町村の標準税率百分の十ということに、当委員会においても、政府の方においても、大体了解がついたように承れておるのでございませう。この点、一つ公式にこの委員会において、政府の御所見を承つておきたいのでございませう。

○松田田務大臣 ただいまの御発言に對しては、文部省といたしましては、何ら異議のあるところではございませう。

○南條委員長 それでは、昭和三十四年九月の暴風雨により損害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に対する米穀の売渡の特例に関する法律案、昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対

する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例法に関する法律案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた

た公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつては、資金の融通に関する特別措置法案、右十八件の内閣提出にかかる法律案については、質疑を終局したいと存じますが、これに先だつて、特に太田一夫君より、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案についての政府に対する質疑をいたしたいとの申し入れがございます。これを許します。太田一夫君。

○太田委員 この際、特別にお伺いをいたしておきたいのでございますが、内閣提出第七号法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案、この法案につきましても、一時価からその五割以内を減額した対価で売り払い、若しくは貸し付け、とありま

す。この五割につきましてもいろいろと意見がありまして、その間政府におきまして、災害割引は五割であるが、その残額について、さらに合理化割引三割五割をプラスする、こういう意向が表明をされておるように承りましたが、念のため、それに間違いはないかどうかをお伺い申し上げます。

○農林政府委員 被災者に対する災害のための今回の法律規定に基づく減価は、五割以内を減額する、合理化による三割五分の減額はまた別の法律に規定してあるので、これは別途に、合理化の法案に適合する場合には、これは適用いたします。

○太田委員 従いまして、今切り離して話がありましたけれども、これをプラスするものとして理解しておいて差しつかえないですね。

○農林政府委員 災害の被災者であつて、しかも合理化促進に有効と認められる場合は、これは適用いたしますが、災害の被災者の場合は、これは五割の範囲内において減価割引いたします。

○太田委員 それでは先般来の種々なる御説明にやや反するわけでありまして、あまり遠く離れてしまひますと——われわれは、五〇%と二五%、合わせて八五%になるから、言外においてこれはよろしかろう、こういう政府側の説明に対して了承してきたわけでありまして、災害であるということによつて、これがそのまま合理化割引の三五%を適用される、このような説明があつたわけでありまして、これに對しまして、何かあなたの方は間違ひであるような御回答であります、大体そういう解釈であるというふうに解してよろしいと思うのですが、いかがでありますか。

○農林政府委員 災害の被災者の復旧に際しまして、必ずしもそれが合理化促進にかなうというわけのものではありませんので、これは政府としては分けて考えております。

○太田委員 それはちよいと困ることが起きるわけですね。先ほど来の数回の説明において、災害を受けられた方は、合理化のために三五%のプラスをしなればならぬという事情にあるというふうに理解をするのだから、従つて、それはプラスされるものと理解してくれ、こういう話でありました。

大体そういう理解で差しつかえないと思うわけですが、そんなに大きく隔たらない、私の言うこともあなたの御回答も、ほぼ同じものと理解してよろしいと思ひますか……。

○農林政府委員 御承知の通り、この法律に基づいて国有の機械を利用できる中小企業者は、おそらくごくわずかであらうと思ひます。この方々に限つて特に五割減価して政府の機械を払い下げることであるので、その上には被災者は全部合理化を適用して、八割五分の減価を受けるということについては、これは政府としてはそこまでは踏み切れません。

○太田委員 それでは、これは先回来の、あなたが出ていらつしやる会合の話じゃなかつたのであなたの口からそのことを聞いたわけではない。しかし、政府の意向として、災害の場合の五〇%は当然であるけれども、合理化割引もプラスするから、それでもって原案を了承してもらいたいという話があつた。それに対してあなたの方が全然別個のものだということになると——よく御了解いただきたいことは、われわれはそのように理解をしておりましたので、今後運用上の問題が相当ありますから、運用上は、十分この災害割引と合理化割引との兼ね合いで妙味ある運用をしていただきたい、これを要望しておきます。

○農林政府委員 ただいまの御意見は了承いたしました。

○南條委員長 お諮りいたします。これにて先ほど申し述べました内閣提出にかゝる十八件の法律案の質疑を終局いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議ないと認めます。よつて、さよう決しました。

○南條委員長 この際、河野孝子君より、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案に對し伊藤よし子君外二名より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案に對し、また、渡海元三郎君より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案に對し、それぞれ各派共同提案による修正案が提出いたされております。また、日本社会党の伊藤よし子君外二名より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案に對する修正案が提出されております。

提出者 河野 孝子君
昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に對する修正案
昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に對する修正案
昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に對する修正案
昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に對する修正案

附則を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行

する。

(この法律の施行前にした除塩事業)

2 この法律は、この法律の施行前にした除塩事業についても適用する。

提出者

伊藤よし子君 滝井 義高君 八木 一男君

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条第一項中「生業資金にあつては二年間、事業継続資金にあつては一年六箇月間」及び同条第二項中「一年間」を「二年間」に改める。

提出者 渡海元三郎君

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案に対する修正案

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中「地方公共団体のうち政令で定めるもの(以下この条において「被災団体」という。)が施行する」を「地方公共団体が政令で定める地域(以下この条において「被災地域」という。)において施行する」に、「被災団体のうち政令で定める特に被害の著しいものがその」を「被災地域のうち政令で定める特に被害の著しい地域について」に改める。

第三条中「被災市町村のうち政令で定める特に被害の著しいもの」を「被災市町村の区域のうち政令で定める特に被害の著しい地域」に改める。

提出者 伊藤よし子君 滝井 義高君 八木 一男君

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

第二条中「千分の二」とあるのは「千分の一」を「費用の合計額が」とあるのは「費用の合計額につき」と、「収入見込額の千分の二を超過するときは、その超過額に對し」とあるのは「収入見込額に對する当該費用の合計額の割合に對し」と、「千分の二を超過千分の二十」とある

のは「千分の二十」に改める。

修正の結果必要とする経費は、約本修正の結果必要とする経費は、約四千七百万円である。

○南條委員長 この際、各修正案の趣旨について順次提出者の説明を求めます。河野孝子君。

○河野(孝)委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表しまして、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案に対する修正案の趣旨説明を行ないます。

まず、案文を朗読いたします。昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。

附則を次のように改める。(施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前にした除塩事業)

2 この法律は、この法律の施行前にした除塩事業についても適用する。

説明は案文でおわかりと思いますが、省略させていただきます。(拍手)

○南條委員長 次は伊藤よし子君。

○伊藤(よし)委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表いたします。昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案の一部を次のように修正しようとするものでござい

ます。案文を朗読いたします。

第二条第一項中「生業資金にあつては二年間、事業継続資金にあつては一年六箇月間」及び同条第二項中「二年間」を「二年間」に改める。

理由は、ただいま読みましたように大へん簡単でございます。つまり貸付金の据置期間をすべて二年間に延期することによりまして、風水害によって被害を受けた母子家庭の立ち上がりを容易ならしめるための修正でございます。何とぞ満場一致をもって御賛同あらんことをお願い申し上げます。

(拍手)

○南條委員長 渡海元三郎君。

○渡海委員 私は、自由民主党、日本社会党並びに社会クラブを代表いたします。ただいま提案になりました昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案の修正案について、提案の理由を御説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中「地方公共団体のうち政令で定めるもの(以下この条において「被災団体」という。)が施行する」を「被災地域のうち政令で定める被災地域(以下この条において「被災地域」という。)において施行する」に、「被災団体のうち政令で定める特に被害の著しいものがその」を「被災地域のうち政令で定める特に被害の著しい地域」に改める。

被災地域のうち政令で定める特に被害の著しい地域について」に改める。

第三条中「被災市町村のうち政令で定める特に被害の著しいもの」を「被災市町村の区域のうち政令で定める特に被害の著しい地域」に改める。

簡単に理由を説明いたします。今次の災害にあたり、政府は、公共土木施設等の災害復旧事業に関する各種の特別措置法案により、通常の災害復旧の場合の国庫負担率を、政令で定める被害の激甚な地域にかかる災害復旧事業について、特に高率にする特別措置を講ずることとしているのであります。

起債の特例法案におきまして、土木小災害及び農地等の小災害にかかる地方債につき、今回特に国がその元利償還金の一部を元利補給することとされており、政令で定める特に被害の著しいものについては、高率の元利補給がなされることとなっているのであります。したがって、この被害激甚地を、公共土木施設、農林水産業施設等の被害激甚地と一致させる必要があるものであります。

しかるに、現在提案されております政府原案では、政令で定める地方団体のうち、特に被害の著しい団体を政令で限定して高率の元利補給をする建前であり、団体全部を指定する関係上、特に被害の著しい団体の指定は相当限定されるところであるのであります。従って、このままでは、公共土木等の指定激甚地が小災害の面では激甚地とならない場合が生ずることが予想されますので、小災害の面でも激甚地指定の範囲を拡張し、公共土木等の指定激甚地は、同種事業の小災害についても激甚地とする必要がありますので、団体指

定の考え方を地域指定に拡張しようとするものであります。

以上が修正案の提案の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○南條委員長 伊藤よし子君。

○伊藤(よ)委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案の一部を次のように修正したいと思うものでございます。

案文は、

第二条中「千分の二」とあるのは「千分の一」を「費用の合計額に」とあるのは「費用の合計額につき」と収入見込額の千分の二を超過するときは、その超過額に對し」とあるのは「収入見込額に對する当該費用の合計額の割合に應じ」と「千分の二を超過千分の二十」とあるのは「千分の二十」に改める。

こういうものでございます。

理由を簡単に申し上げます。災害救助法による出費が普通徴収を越える分すべてについて国庫補助をすることとした次第でございます。これに要します費用は四千七百万円でございます。

何とぞ満場一致御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

○南條委員長 右の各修正案中、伊藤よし子君外二名提出の災害救助費特別措置法案に対する修正案は、予算を伴うものでありますので、この際内閣の意見を聴取することにいたします。渡邊厚生大臣。

○渡邊國務大臣 災害救助費の国庫負担に關しますところのたゞいまの御意見につきましては、政府といたしましては賛成いたしかねる次第でございます。

○南條委員長 それでは、まず、日本社会党の伊藤よし子君外二名提出の、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案に對する修正案を討論に付します。

別に討論の申し出もございませんから、直ちに右の修正案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。(賛成者起立)

○南條委員長 起立少数。よって、右の修正案は否決されました。

○南條委員長 引き続き、先刻質疑を終了いたしました内閣提出にかかる十八件の法律案、及びたゞいま否決されました修正案を除く各修正案を一括討論に付します。討論の通告がありますから、順次これを許します。田村元君。

○田村委員 私は自由民主党を代表いたしまして、今次の災害により犠牲となられた方々の御冥福と、あわせて被災地の一日も早く復興されますことを祈りつつ、たゞいま上程されました昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案外十七案に、修正部分も含めて、賛成の討論をいたすものであります。

○南條委員長 本年は局地的豪雨を含む幾たびかの災害、加うるにその規模、深度、被害に於いて史上未曾有といわれた伊勢湾台風に見舞われ、産業は萎縮し、施設は破壊され、特に個人の被害がはなはだしく、人心は動揺し、やがてすれば政治に對する怨嗟の聲がまたにあふれたとさえいわれることは、政治を志す者と共に、深く考えさせられるものがあるものであります。もし既往の天災に對する復旧施策にしてよろしきを得たならば、今回のような惨禍を見ずに済んだのではないかと反省に立つとき、率直に申して、われわれは、このたびの災害復旧対策は、単に過去の災害対策の情性を踏襲して、傷ついた施設を以前通りに直すという無策をとらず、むしろ将来の災害の襲来に對して、万全の予防的効率を持つ恒久性ある改良復旧方針をとるべきであり、岸総理初め政府要路の人々も直接現地でこの点を強く言明、約束されているのであります。しかしながら、現に提案せられた諸対策は、なるほどこの点を相当考慮しておる点は了承するにやぶさかでありませんが、台風常襲地としての日本の諸条件に照らしまして、遺憾ながらこれをもって十分の措置がとられたものとは考えられないのであります。しかし予算を伴う案件に關しましては、国家財政の全体とのにらみ合

わねども当然でありまして、国家財政を破綻して混乱を来したともなりませんし、また、被災地の方々が首を長くして待つておられるであろう心情もくみ、今後すみやかに恒久立法たる災害基本法、すなわち、人間生活の安全と

国土保全の完備を期し、あわせて社会保障の要素を十分に取り入れた災害予防の施策を講ぜられんことを同僚議員諸君とともに誓ひ合つて賛成をいたすものでございます。(拍手)

○南條委員長 佐藤昭次郎君。

○佐藤(昭)委員 私は日本社会党を代表いたしまして、たゞいま提案されました十八法案について、賛成の討論を行なわんとするものであります。

本年度災害は史上未曾有の被害をもたらしたものであります。昭和二十八年災を上回るものであります。岸首相が、二十八年災を下回らない対策を講ずると約束されましたのも、このためにはかなりません。ところが、政府の提出した補正予算案及び災害関係各種法律案の内容を見ると、二十八年災を下回るものであつて、きわめて不満足なものであります。わが党は、できる限りのこの対策を推進するために、補正予算については予算組みかえ案を提出し、また法律案関係におきましては、十五法案のうちが党独自の法律案を提出いたしました。補正予算につきましては、わが党の組みかえ案は否決されましたけれども、もし政府案の予算の執行の過程で不十分な点があるならば、引き続き第二次補正あるいは三十五年度予算において必要な予算措置をとるとの政府の意向の表明がありましたので、これを信頼して、わが党は政府の補正予算案に賛成いたしました次第であります。

さて、たゞいま討論の議題となつております十八の法律案は、言うまでもなく、さきに衆議院を通過いたしました補正予算の執行のための手続を規定する法律案であります。これらの内容

が、二十八年災の対策と比べて不十分なことにはすでに述べた通りでございますが、また振り返つてみますと、被災地の住民が一日も早く救援及び復旧の措置が講ぜられることを待ち望んでいることは申すまでもありません。

そこでわが党といたしましては、政府提出法案に、わが党の主張いたしました修正を加え、また附帯決議を付し、一日も早く救済並びに復旧の措置を講ずるといふ立場から、これら法案に賛成をいたすものであります。従いまして、政府は附帯決議を尊重し、法律の運用は最大限にこれを行なうよう要望するとともに、不十分な点につきましては、今後参議院における審議ありは次期第三十四国会の審議によりまして、今なお水没地帯にある住民を思い、さらに十分なものといたすよう努力せんとするものであります。

以上で簡単に賛成の討論を終わります。(拍手)

○南條委員長 塚本三郎君。

○塚本委員 本日上程されました各法律案に對しまして、社会クラブを代表いたしまして、賛成の討論をいたすものであります。

未曾有の災害に對して、被災者の救済と災害の復興のためには、本法案は決して十分と申すわけには参りません。特にこの法律案の適用範囲がきわめて狭いことを残念に思つております。なるがゆゑに、わがクラブは予算案に反対をいたしましたのであります。しかし迫りくる寒さを迎えて、政府の救援の手の一日も早からんことを望んでおる被災地住民の立場を考え、本法案の最上でないことを認めつつも、わが社会クラブはこれに賛成いたすので

あります。

ございます。(拍手)
○南條委員長 これにて討論は終局いたしました。

○南條委員長 これより各案について順次採決に入ります。

最初に、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案について採決いたします。

まず、本案に対する河野孝子君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通りに決しました。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案について採決いたします。

まず本案に対する伊藤よし子君外二名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて

て、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通りに決しました。

次に、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案について採決いたします。

まず、本案に対する渡海元三郎君提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通りに決しました。

次に、昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に對する米穀の売渡の特例に関する法律案、昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特別措置法案、中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び

九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案、昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に関する法律案、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつては右各案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南條委員長 起立総員。よって、各案はいずれも原案の通り可決いたしました。

○南條委員長 この際、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案に對し塚本三郎君より、昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案に對し田中正巳君より、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案に對し網島正興君より、また、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案に對し辻原弘市君より、それぞれ附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際その趣旨説明を求めます。塚本三郎君。

○塚本委員 私は、各派を代表して、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案に對し、次の附帯決議を付されんことを望むものであります。附帯決議の案文を読み上げます。

附帯決議(案)

政府は、除塩事業の実施に当り、長期湛水地帯の、稲に含む塩分の除去に必要なかり増し経費について、も、助成の対象とすべきである。

以上が附帯決議の内容であります。理由につきましては、御承知の通り、除塩事業の中に、稲のかり増しの経費についても助成しろということであります。

○南條委員長 田中正巳君。

○田中(正)委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表して、昭和三十四年九月の風水害を受けた漁

業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案に對し、本案の内容及び本委員会における審議の経過にかんがみ、左の附帯決議案を付したいと存じ提案する次第であります。

附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当り沿岸漁業地域の被災の激甚なる実情に鑑み、小型漁船建造の助成について、実情に即応する弾力的な措置を行い、以て沿岸漁民の早期立上りを促進すべきである。

内容につきましては、ただいま朗読した通りで明瞭であると思ひますので、趣旨は説明いたしません。何とぞ各位全員の御賛成をお願いいたす次第であります。(拍手)

○南條委員長 網島正興君。

○網島委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブを代表いたしました。昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案に對して、左のごとき附帯決議の動議を提出いたします。

附帯決議(案)

政府は、農林水産業施設災害復旧事業については、再度災害の発生を防止するため、原形復旧主義を改良復旧主義に改め、一工区五十米を百米とし、また災害関連事業費助成についても、所要の措置を講ずべきである。

こういう動議を提出いたします。理由は、連年災害の実績にかんが

み、かつまた、その復旧事業の実績にかんがみまして、本決議案は必要だと存じまして提出する次第でございます。（拍手）

○南條委員長 辻原弘市君。

○辻原委員 私は、日本社会党、自由民主党社会クラブを代表いたします。昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案につきまして、特に今後の災害復旧の全からんことをいねがって、左のごとき附帯決議の動議を提出いたします。

附帯決議（案）

政府は、公共土木施設等の災害復旧については、再度災害の発生を防止するため、原形復旧主義を改良復旧主義に改め、これにつき充分なる財政措置を講じ、また災害関連事業費助成についても、所要の措置を講ずべきである。

この点に關しましては、委員会の経過からそれぞれ各委員の十分主張せられました点でありまして、政府の考えは、またこれに應ずる由の答弁があったのであります。なお予算措置において、また法律の内容において、またその運用において、十分この点を現実の上に打ち出すために、以上のような動議を提出したのであります。

（拍手）

○南條委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。

これより採決いたします。
ただいま提案されました通り、各案に対し、それぞれ附帯決議を付するに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

なお、ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南條委員長 御異議なしと認め、さよって、さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。
午後八時三十四分散会

（参照）

昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に關する特別措置法案（内閣提出第二号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に關する特別措置法案（内閣提出第一号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に關する法律案（内閣提出第二〇号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の豪雨、同年八月及び九月の暴風雨又は同年九月の降ひによる被害農家に對する米穀の売渡の特例に關する法律案（内閣提出第三号）に關する報告書

昭和三十四年九月の風水害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に關する特別措置法案（内閣提出第四号）に關する報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する国有の機械等の売却等に関する特別措置法案（内閣提出第七号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に關する特別措置法案（内閣提出第一〇号）に關する報告書

中小企業信用保険公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第二二号）に關する報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通等に関する特別措置法案（内閣提出第二三号）に關する報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害に伴う公営住宅の特例等に関する法律案（内閣提出第一六号）に關する報告書

昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に關する特別措置法案（内閣提出第一七号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例に關する法律案（内閣提出第二二号）に關する報告書

昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に關する特別措置法案（内閣提出第二二二号）に關する報告書

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に關する特別措置法案（内閣提出第二三三号）に關する報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案（内閣提出第二四号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案（内閣提出第二六号）に關する報告書

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案（内閣提出第二七号）に關する報告書

昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあてての資金の融通に関する特別措置法案（内閣提出第二九号）に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

災害地対策特別委員会議録第七号中
正誤

正誤
行 誤 正
五三 許わは被害農業者被害農業者
から七は家畜に家畜

四 五 資金の果樹資金に果樹

災害地対策特別委員会議録第十号中
正誤

正誤
行 誤 正
一一 三 角谷堅次郎角屋堅次郎
八 三 滝井委員 滝井議員

五二 終わり 南西、南東 南勢、南島

八四 六十五万円 二十万円